

往くべきは平和の道

自由法曹団の有事三法案阻止闘争

発行にあたって	1
【論稿編】	
有事法制の本質と構造	2
ブッシュ・ドクトリンとネオコンの論理	7
有事法制とマスメディア	12
有事三法案と自由法曹団の闘争	17
有事三法案と闘争の展開	17
たたかいの特徴と投げかけた課題	22
「草の根」のたたかいと支部・団員の活動	26
それぞれの戦線でのたたかい	37
宗教者と20労組の共同行動	37
若者たちとワールドピースナウ	39
日弁連・弁護士会の有事法制阻止闘争	41
【資料編】	
日誌 有事三法案と自由法曹団	44
有事法制闘争・自由法曹団の意見書	48
要請書（030605 自由法曹団・公害総行動実行委）	51
声明（030606）	52

自由法曹団有事法制阻止闘争本部

【論稿編・細目次】

有事法制の本質と構造	(松井繁明)	2
1 自衛隊海外派兵の歴史的経過と有事法制		
2 有事法制制定を推進した政治的・経済的要因	3	有事法制の構造
ブッシュ・ドクトリンとネオコンの論理	(松島 暁)	7
1 防衛型有事法制から侵略型有事法制へ		
2 ブッシュ・ドクトリンを支えるネオコン集団		
3 軍事力による「平和の楽園」(Of Paradise and Power)		
4 バクダッド、そしてバクダッドを踏み越えた彼方へ		
5 帝国の支配に抗して		
有事法制とマスメディア	(吉田健一)	12
1 有事法制と報道の危機	2	あおり続けた産経・読売など
3 朝日・毎日の法案批判とその弱点	4	「修正」成立を促進した犯罪的役割
5 問題の所在と課題		
有事三法案と自由法曹団の闘争	(田中 隆)	17
第1 有事三法と闘争の展開		
1 「9・11」事件とアフガン報復戦争	2	有事法制急浮上と強行突破の阻止
3 ブッシュ・ドクトリンと「国民保護法制」		
4 イラク戦争と非戦・平和のたたかい		
5 密室談合合意」による有事三法強行	6	大義なき戦争とイラク派兵法
第2 たたかいの特徴と投げかけた課題		
1 有事法制闘争が切り開いたもの	2	闘争本部の有事法制闘争
3 たたかいが投げかけた課題		
「草の根」のたたかいと支部・団員の活動	(平 和元)	26
1 02年春・・・たたかいのはじまり		
2 広がったたたかい・・・それぞれの支部が動き出した		
3 自治体からの決議、弁護士会も行動		
4 夏から秋へ・・・有事三法案廃案のために		
5 03年春・・・イラク攻撃反対の大きなうねり		
6 国会情勢緊迫！最後までねばり強く		
それぞれの戦線でのたたかい		
第1 宗教者と20労組の共同行動	(中野直樹)	37
第2 若者たちとワールドピースナウ - 若い反戦世代の誕生	(神原 元)	39
第3 日弁連・弁護士会の有事法制阻止闘争	(四位直毅)	41

発行にあたって

有事法制が急浮上しようとする2002年初頭、パキスタンを訪問してアフガン報復戦争の被害調査を行ってきた自由法曹団アフガン問題調査団のメンバーが異口同音に訴えたのは、「平和、自立そして人間の尊厳」だった。

参議院の委員会が有事三法案の採決を強行した2003年6月5日、自由法曹団と公害総行動実行委員会の共同国会行動で、「最大の環境破壊は戦争、北朝鮮を理由にしているが有事法制や戦争で問題は解決しない」と語ったのは四位直毅有事法制阻止闘争本部長、「アメリカは京都議定書からも脱退した。そのアメリカに追随する有事法制は許せない」と訴えたのは太田映知全国公害患者の会事務局長だった。有事法制闘争を締めくくったこの行動の基調もまた、「いのちと人間の尊厳」だった。

1年半にわたる有事三法案阻止闘争とは、人間の尊厳をかけて、アメリカとこの国の政権が進もうとする戦争の道に対決し、平和の道を希求し続けたたたかいであった。

あの「9・11事件」からちょうど2年になる。

「反テロ戦争」を宣言したブッシュ政権はやみくもにアフガン空爆に走り、イラクへと戦火を拡大した。この国の小泉政権は、これまたやみくもに参戦と有事法制強行に走ってブッシュ政権に追随してきた。その結果、アフガンとイラクにどれだけの惨禍が生み出されたか。世界とこの国になにがもたらされたか。あえて指摘するまでもないだろう。

アフガンやイラクの民衆の犠牲のうえにこの2年間の世界が実証したものの、それは武力で平和を建設することはできないという冷徹たる事実ではなかったか。

世界はいま、報復戦争や反テロ戦争の悪夢から覚め、平和の道を模索しようとしている。各地から澎湃としてまきおこって世界を覆ったピースウェーブは、平和と共生の道に向けた大きなうねりを生み出しつつある。有事法制闘争はこの世界のうねりとともにあり、ともに歩んだたたかいでもあった。

いま、イラクやアフガンではなお米英軍の掃討作戦が続き、自衛隊のイラク派兵を現実化させようとする動きも続いている。朝鮮半島をめぐる軍事緊張が高まり、北東アジアの平和の樹立が喫緊の課題となっている。有事三法に続く事態対処法制・「国民保護法制」の準備も進んでいる。

戦火やむことなく、戦争の道の企てが続く限り、平和の道をめざすたたかいをさらに押し進めねばならず、有事法制闘争はその礎とならねばならない。

この総括集「往くべきは平和の道 - 自由法曹団の有事三法案阻止闘争」では、たたかいにたずさわった闘争本部のメンバーが、あらためて有事法制の意味や本質を検討するとともに、さまざまな角度から有事法制闘争に考察を加えた。

明日のたたかいの構築のために、そして平和の建設のために、自由法曹団の有事法制闘争とこの総括集がいかばかりかでも寄与できることを祈念してやまない。

2003年 9月11日

自由法曹団有事法制阻止闘争本部

有事法制の本質と構造

1 自衛隊海外派兵の歴史的経過と有事法制

(1) 湾岸戦争から「新ガイドライン」へ

憲法第9条のもとで、なぜ自衛隊の存在を合理化できるのか。かつては、最も熱心な自衛隊擁護論者である歴代保守党政権ですら、「専守防衛」をその口実とするほかはなかった。自衛隊の海外派遣などは考えられもしなかったのである。

1991年1月からの湾岸戦争。これに自衛隊を派兵するための「国連平和協力法案」は廃案に追いこまれた。日本は130億ドルもの戦費を負担しながら、アメリカからは「血を流さない」と非難された。「国際貢献論」がまきおこるなかで、92年6月に成立した「国連平和維持活動法」(PKO法)は、はじめて自衛隊の海外派兵を認める法律であった。これにもとづいて、カンボジア、ゴラン高原および東ティモールなどへ自衛隊が派遣された。

94年の「北朝鮮核疑惑」をめぐって、北朝鮮にたいする軍事攻撃を決意したアメリカは、日本にたいし1000項目以上の要求をおこなった。有事法制を整備していなかった日本はこれに応じることができず、そのことも重大な要因となって、アメリカによる北朝鮮軍事攻撃は阻止された(米朝合意)。しかしこのことに危機感をもった米日支配層は96年4月、「日米安全保障共同宣言」を合意し、97年9月、「新ガイドライン」を成立させた。「新ガイドライン」は、日米安保条約の適用範囲を極東から「アジア・太平洋」にまで拡大し、アメリカの後方支援に自衛隊を全面協力させるものである。日米安保条約の実質上の大改悪であった。

(2) 周辺事態法からイラク戦争へ

この「新ガイドライン」の内容を国内法として法制化したのが99年5月に成立した「周辺事態法」である。この法律にいう「周辺事態」とは、地理的概念ではなく、わが国の平和・安全に重要な影響をあたえるすべての事態である。

この事態にあっては、海外で作戦中のアメリカ軍にたいするあらゆる後方支援活動を自衛隊がおこない、地方自治体および民間にたいしても協力を求め、または依頼する、というものである。

しかし、「周辺事態法」の成立によっても、アメリカの対日要求はやむことがなかった。00年10月の「アーミテージ報告」は、日本にたいし新ガイドラインの誠実な実行を迫り、「これには有事立法の成立も含まれる」と指摘した。有事法制の直接の要因となったのは、この「アーミテージ報告」である。

01年の9・11事件は世界に衝撃をあたえた。アメリカ・ブッシュ政権はアフガニスタンにたいする報復戦争を開始し、01年10月、わが国の自・公・保守政権は「テロ特措法」を成立させ、11月には海上での米軍支援に自衛艦を出動させた。03年3月のイラク戦争の開始にともなって、テロ特措法にもとづいて出動した海上自衛隊の補給艦が、イラク作戦に従事中のアメリカなどの艦艇に給油をおこなった。02年4月、有事関連3法案が国会に提出され、03年6月に成立。ひきつづき「イラク特措法」(米軍占領支援法)までもが成立した(同年7月)。

(3) 周辺事態法等の「欠陥」と有事法制

有事三法案提出の時点(02年4月)でも自衛隊の海外派兵を規定する複数の法律が存在した。それにもかかわらずなぜ、わが国の支配層は有事法制を必要としたのだろうか。PKO法以下の諸法にはそれぞれ限界があり、アメリカの要請に応えきれなかったためである。

PKO法による自衛隊海外派兵には、国連安保理の決議のほか停戦合意の成立など厳重なワクがもうけられ、その任務も平和維持活動に限定される。テロ特措法(その後のイラク特措法も)はアフガニスタン戦争(イラク復興)にそ

の目的が限定された時限立法である。周辺事態法は、アメリカ軍の作戦にたいする後方支援を規定する一般法ではある。しかしここでは、自衛隊の正面兵力による対米支援が想定されていない。また、支援の主役はあくまでも自衛隊であって、地方自治体、民間の協力義務などには具体性が欠けている。

有事三法は、日米支配層からみたこの「欠陥」を補おうとするものである。すなわち、日米安保条約にもとづく日米共同作戦を前提に、自衛隊の出動を前倒しにする。自衛隊およびアメリカ

力軍にたいする後方支援活動体制および戦時体制を確立する。それには、首相に権力を集中し、国家の諸機関だけでなく、地方自治体、公的機関、民間企業およびすべての国民を、ときには罰則つきで強制動員する。しかもこの体制は、日米が侵略を受けたばあいだけでなく、アメリカがアジア・太平洋でひきおこす戦争にも適用される というものである。

PKO法以来の、自衛隊海外派兵をめざす法整備は、有事三法の成立によって、いわば質的転換を遂げたものといえよう。

2 有事法制制定を推進した政治的、経済的要因

(1) 米日政権のグローバリゼーション政策

自・公・保政権をして有事三法制定に踏みきらせた政治的、経済的要因は、複合した構造をもっている。

有事法制制定の直接の要因は、アーミテージ報告にみられるようなアメリカの対日要求にある。そのアメリカの要求は、その経済におけるグローバリゼーション政策とそれを支える強大な軍事力ならびに特異な軍事・外交政策にもとづくものである。

この要求を受け入れて有事法制の制定に踏みきった自・公・保政権およびわが国の財界・大企業は、10年以上におよぶ長期不況からの脱出を「構造改革」とグローバリゼーション政策に託している。グローバリゼーション政策によって海外に展開した資産および人員の保護は、アメリカの軍事力に頼らざるをえない。それには、アメリカの要求をうけいれて「戦争のできる国」への国家改造を推進するほかはない

これが日本の支配層の判断である。

具体的にみてみよう。

アメリカは80年代、「双児の赤字」にみられるように長期にわたる構造的な不況に苦しめられていた。その克服策として採られたのが、生産と資本の海外進出・移動を内容とするグローバリゼーション政策であった。92年のソ連崩壊によって唯一の超軍事大国となったアメリカは、

グローバリゼーション政策を支え、遂行する手段としてその強大な軍事力活用してきたし、これからも活用しようとする。

(2) ブッシュ・ドクトリンと対日要求

「アメリカ合衆国国家安全保障戦略」(02年9月)に集約されたアメリカの軍事戦略(ブッシュ・ドクトリン)とは、つぎのようなものである。

アメリカの信じる価値観(自由と民主主義、市場経済原理、過大な消費を中心とする生活様式など)は普遍的な正義であり、これを容認しないものは敵である。だれが敵になりそうか、ではなく戦う能力・可能性のあるものはすべて敵である。敵は徹底的に撃破する。そのためには、政権交替、長期占領も辞さない。最良の防衛は先制攻撃である。核兵器の使用も選択肢からはずさない。国連や関係諸国の協力も要請するが、不可能なら単独攻撃も辞さない。

このようなアメリカの軍事・外交政策は一般にユニラテラリズム(単独行動主義)と呼ばれるが、つねに必ず単独行動をとるという意味ではない。イラク戦争の例では、アメリカはイギリスや日本の支持をとりつけて戦争に臨んだ。ブッシュ・ドクトリンが「世界の決定的に重要な地域」と指定する4つの地域のうち、北東アジアおよび東アジア沿岸地方(日本南端からベンガル湾まで)には、盟友イギリスの協力を求

めるのが困難である。日本の全面的協力を要請せざるをえない。有事法制の制定、さらには集団安全保障の制約解除などの対日要求は、ここに起因する。

(3) 日本資本の多国籍企業化と対米依存

バブル経済があったため、日本のグローバリゼーション政策は、欧米にくらべ約10年遅れたといわれる。91年バブル経済が崩壊したことによって、日本の財界・大企業もグローバリゼーション政策に走り、95年ごろまでにこれを完成させた。しかし日本が生産・資本を進出させた諸国（地域）には、開発独裁型の政権がおおく、住民の不満もつよい。もし政変・内乱などが発生したばあい、日本の資産、人員をどのように保護するか。これまで「専守防衛」型

に整備してきた自衛隊の戦力には限界がある。また、きちんとした戦後処理をしてこなかった日本がふたたび軍事侵攻をおこなえば、侵攻先の諸国（地域）の住民の反発もつよまり、グローバリゼーション政策そのものができなくなる危険もある。アメリカ軍に頼るほかはない。それならアメリカの対日要求には、なんでも応じざるを得ないではないか。

とりわけ「9・11事件」とアフガン戦争の勃発は、自・公・保政権と財界・大企業のこのような路線をいっそう強化した。イラク戦争でもこの路線が貫かれた。

有事法制とイラク特措法の制定は、わが国支配層の、このような路線の上にある。

3 有事法制の構造

有事三法とりわけ武力攻撃事態法は、かなり複雑な構造をもっている。四つの角度から検討しよう。

(1) 「日本有事」と「アメリカ有事」

有事法制、とりわけその中核をなす武力攻撃事態法の構造を複雑にしているのは、日本が侵略されたばあい（日本有事）への対応を基本構造としながら、あわせてアメリカがアジア・太平洋地域でおこなう戦争（アメリカ有事）にも対応しようとするところにある。

栗栖発言（78年）以来、防衛庁内部でおこなわれた有事法制の研究は、米ソ対決を前提にした、日本が武力侵攻を受けたばあいの対応であった。武力攻撃事態法も基本的にはこの系譜をひきつぐものとなっている。

しかし、92年のソ連崩壊によって米ソ対決は解消し、日本が武力侵攻を受ける可能性もほとんど想定できなくなった。そこで武力攻撃事態法は、アメリカがアジア・太平洋地域でおこなう戦争に協力する体制を整備するものとなっている。後者こそが、この法律の本質をなすものといえよう。

ブッシュ・ドクトリンのもとで北朝鮮は「悪

の枢軸」に指名され、打倒の対象である。中国も潜在的な敵性国家と規定されている。イラク戦争の例にみられるように、アメリカが国連や国際世論にさからってでも北朝鮮または中国にたいし軍事攻撃をおこなう可能性が高まっている。それらの戦争で自衛隊の正面兵力を日米共同作戦に参加させ、国、自治体および民間の総力をあげてこれに協力すること。これが武力攻撃事態法の真のねらいなのである。

その鍵が「武力攻撃予測事態」の概念である。わが国が現実的に武力攻撃を受けていない状況から武力攻撃事態法を発動することができる。自衛隊を陣地構築のために出動させ、国の総力をあげた支援体制を構築できるのである。アメリカによる戦争の開始はまさに、「武力攻撃予測事態」にあたる、というわけである。

(2) 「米軍支援」の構造とその矛盾

注意しなければならないのは、武力攻撃事態法が安保条約にもとづく日米共同作戦を当然の前提としていることである。武力攻撃事態法による「対処措置」のひとつには、自衛隊と安保条約にもとづく米軍の行動が円滑かつ効果的におこなわれるために実施する「物品、施設又は

役務の提供その他の措置」がふくまれているのである。この法律によって日本は、自衛隊だけでなく、作戦中のアメリカ軍にたいする後方支援を義務づけられたのである。

しかし同じ後方支援を受ける自衛隊とアメリカ軍だが、両者の作戦面における法的規制はまったく異なる。自衛隊の武力行使は自衛隊法88条によって規制され、その「武力の行使、部隊の展開その他の行動」は「対処措置」のひとつとして武力攻撃事態法の規制を受ける。これにたいしアメリカ軍の作戦「武力の行使、部隊の展開その他の行動」についてはなんらの法的規制も存在しない。

政府はこの米軍支援の内容について「のちに提出する法律に規定する」というばかりで、なにも明らかにしていない。ほんらい「円滑かつ効率的」な支援をするには、アメリカ軍の作戦行動を詳細に知らされなければならないはずである。しかし、現実の力関係からも、また、合衆国軍隊はアメリカ大統領以外の指揮下にはいらないとするアメリカ憲法の規定からも、アメリカ軍が作戦内容を知らせることはないであろう。まして日本の法律によってアメリカ軍の行動を規制することなど、国際法的にも不可能である。

この結果、将来提案される「米軍支援法」の内容がどうなろうと、アメリカ軍は勝手気ままに作戦行動を展開し、日本は武力攻撃事態法によって、アメリカの要求するいかなる支援要請にも、その必要性、合理性をチェックできないままに、必ず応じる義務を負う、ということになるのである。日ごろ「愛国心」を強調してやまない保守系政治家諸氏は、この事態をどうみるのであろうか。

(3) 周辺事態法との矛盾

上述のとおり、周辺事態法は「地理的概念ではない」わが国周辺でのアメリカ軍の作戦にたいし自衛隊の後方支援をおこなわせるものである。この法律ではしかし、自衛隊が武力攻撃を受けたばあいには活動を停止し、撤退すること

になっている。これにたいし武力攻撃事態法では、アメリカ軍の後方支援をする自衛隊が武力攻撃を受けたばあいには、武力を行使して反撃しなければならない。

国会審議でも政府は、周辺事態と武力攻撃事態が併存することがありうると認めた。「その場合どうするのか」という質問には、「状況しだいで判断する」などのあいまいな答弁に終始した。

しかし法律家として言えば、このような場合、撤退すれば武力攻撃事態法に違反し、撤退しなければ周辺事態法に違反することは明白である。いずれにせよ、その司令官は処分されなければならない。「法の正義」はどこに行ってしまったのか。ここには、どうにもならない矛盾がある。

この矛盾は将来、有事法制が全面的に整備された段階で、武力攻撃予測事態を拡大解釈しつつ、周辺事態法を廃止する方向で決着をつけることになるのではなからうか。

(4) 有事三法のプログラム規定性

先の国会で成立した有事三法は、わが国の有事法制の骨格を定めるものではあるが、その基本的性格はプログラム規定にすぎない。これは、目次だけで本文のない書物、映画の予告編にすぎないのであって、その具体的内容は、今後の法整備にかかっている。

有事三法の成立に落胆したり、「挫折」したりしている状況ではない。

1年後には「国民保護法制」が国会に上程される。その具体的内容が明らかになれば、「国民保護」とは名ばかりの、国民にたいする強制・圧迫の実態を、国民が知ることになるだろう。それに関して、各自治体、公共機関および民間企業の負担の重さも具体的に明らかになる。

さらに、「事態対処法」が順次提案されるにしたがって、「国民保護法制」に限らず、武力攻撃事態法のもとで、地方自治体や「指定公共団体」とされる公共機関や民間企業がおこなうべき「対処措置」も、法律で明示されることになる。その負担に耐えられるであろうか。

先にも触れた「米軍支援法」の内容がどのように規定されるか、も重大である。アメリカ軍のために医療、交通、土木・建築労働者らほどのような「役務」を提供することになるのか、わが国の資産や施設がどのように収奪されるのか。これは国の主権にかかわる問題といわなければならない。

「捕虜に関する法律」をどう定めるのか。憲法第9条で「国の交戦権」=国際人道法上の権利・義務を否認している日本で、そもそもこのような法律をつくるのが可能なのか。戦争を放棄している日本の自衛隊員が、まして「専守防衛」とはかかわりのない戦場で捕捉されたばあい、相手国にたいして国際法上の「捕虜」としての待遇を要求できるのか。

航路および航空路の規制をどうするか。ただでさえ日米安保条約にもとづく米軍による航路・航空路の規制がきびしい日本で、これ以上軍事優先の航路・航空路の規制がおこなわれれば、日本経済の自立的運営や国民生活の維持はできるのだろうか。これまた、容易なことではない。

このような負担や困難も、日本が直接の軍事侵攻を受けたというなら、まだ我慢もできよう。しかしこれらが、アメリカが一方向的に開始した戦争によって負わされるのだとしたら、国民はそれに合意できるだろうか。

こうして、以下にみるように、この約1年半にわたった自由法曹団の活動を総括し、そこから学ぶことは重要なのであるが、この闘いは終わったのではない。いわばこれからが本番なのである。

北朝鮮の状況からも目を離せないし、アメリカはシリアやイランにたいする軍事的脅迫を拡大している。国内でも、有事関連法案だけでなく、教育基本法の改悪がたくらまれ、また、テロ特措法やイラク特措法を統合して自衛隊海外派兵のための恒常的な法律の立案がすすめられている。秋の臨時国会ではテロ特措法の期間延長が焦点となる。国会解散・総選挙の気運もつよまっている。

自由法曹団は、体勢を新しくして、これらの諸課題にとりくんでゆくことになるだろう。

(松 井 繁 明)

ブッシュ・ドクトリンとネオコンの論理

1 防衛型有事法制から侵略型有事法制へ

1年数ヶ月にわたる有事立法反対闘争のうち前半は、有事三法の法文解釈を通じその危険な本質と役割を広めることが重点だった。情勢と運動のテンポからすれば、時間との勝負であり、正式法文の発表を待ってはとうてい間に合わないことから、異例ではあったが、「想定条文」を作り、それを批判するという手法を使った。参考にしたのは、周辺事態法と災害対策基本法、個人的にはかなりの出来と思っていたが、実際に国会に出されたものはそれ以上であった。それはわれわれが、依然として過去の思考パターンにとらわれ、新しい情勢を掴み切れていなかったことを意味した。

有事立法提出必至の段階で、まず取組んだ対

象は、防衛庁の手になる「有事法制研究」であった。しかしこれはあまり役立たなかった。何故か。それは今回の有事三法が、伝統的な日本防衛型の有事立法ではなく、アメリカの世界戦略の一環として、周辺有事を想定した侵略型有事立法だったからである。過去の「有事法制研究」とは質的に違う法案が出されたのだ。渡辺治一橋大教授の表現を借りれば、過去の「有事法制研究」との「連続」ではなく、「断絶」という視点から法案を見直すことが求められた。

運動の後半戦が、ブッシュ・ドクトリン（アメリカの戦争）とそれへの日本の加担という視点に力点が置かれることになったのは必然だったといえよう。

2 ブッシュ・ドクトリンを支えるネオコン集団

今でこそ「ネオコン（新保守主義）」も広く知られるようになった。しかしほんの1年半前にはほとんど知られていなかった。ネオコンのシンクタンク「新アメリカの世紀プロジェクト（P N A C）」の存在を、最初にわが国に伝えたのは、朝日新聞だった（『米帝国論』の震源に<こわもて政策研>単独行動主義を下支え 2002年2月1日朝日新聞朝刊）。当時、アメリカのハーバードに留学中の河内謙策団員がこのシンクタンクの危険性をメールを通じて発信していた。「今までブッシュ政権にたいして最も影響力のあるシンクタンクはRANDだといっていました、それは間違いのようです」と（2月28日付BostonPeaceNews No.22）。同時に、ブッシュの一般教書演説（2002年1月29日）についてのR・ケーガンとW・クリストルの論文（この2人については後述）も添えられていた。

そんな中で発表されたのがアメリカ合衆国の国家安全保障戦略、通称「ブッシュ・ドクトリン」だった。日本の各新聞はその要旨しか伝えなかった。ホワイトハウスのホームページから

全文を入手し、少しづつ読み進めていった（最近、翻訳ソフトと辞書ソフトが市販されており、英語の苦手な私でも、時間さえかければ何とか読むことができる）。その結果、出会ったのが次の一節だった。その時の驚きを今でも忘れない。

We will defend the peace by fighting terrorists and tyrants. We will preserve the peace by building good relations among the great powers. We will extend the peace by encouraging free and open societies on every continent. - 我々は、テロリストや専制君主と戦うことにより、平和を守り抜く。我々は、大国間における友好関係を築くことにより、平和を維持する。我々は、すべての大陸における自由と開かれた社会を激励することにより、平和を拡張する。

この一節に出会わなければ、ブッシュ・ドクトリンを翻訳してみようなどという無謀なことには挑まなかったであろう。尚、現時点では在日アメリカ大使館のホームページから訳文（仮

訳)を簡単に入手できる。

(<http://usembassy.state.gov/tokyo/www/hj20030515d1.html>)

確かに「先制攻撃」論がブッシュ・ドクトリンの支柱であり、とても容認できるものでないことは当然である。しかし、上記の自由と開放市場の論理で世界を支配するという「帝国意思」

3 軍事力による「平和の楽園」(Of Paradise and Power)

今年になって、P N A C創設者W・クリストルとP N A Cナンバー2のR・ケーガンの本が、翻訳出版された。W・クリストル、L・F・カプラン著、岡本豊訳『ネオコンの真実 - イラク戦争から世界制覇へ』(ポプラ社2003年6月)とR・ケーガン著、山岡洋一訳『ネオコンの論理 - アメリカ新保守主義の世界戦略』(光文社2003年5月)の2冊である。

前者の『ネオコンの真実』が実践的、政策的であるのに比べ、後者の『ネオコンの論理』は、より理念的、原理的な書である。ここでは、ブッシュ・ドクトリンの思想的背景にあるネオコンの論理と思想を上記2冊を素材に紹介したい。

『ネオコンの論理』は、次のような書き出しで始まる。

「ヨーロッパとアメリカが同じ世界観を共有しているという幻想にすぎるのは止めるべき時期がきている。同じ世界に住んでいるとすら考えるべきではない。力という決定的な点についての見方、つまり軍事力の有効性、道義性、妥当性についての見方が、アメリカとヨーロッパとで違ってきている。ヨーロッパは軍事力への関心を失った」という。そして、ヨーロッパとアメリカをそれぞれ、カントとホブズになぞらえ、「(ヨーロッパは)歴史の終りの後に訪れる平和と繁栄の楽園、18世紀の哲学者イマヌエル・カントが『永遠の平和のために』に描いた理想の実現に向っているのだ。これに対してアメリカは、歴史が終わらない世界で苦闘しており、17世紀の哲学者トマス・ホブズが『リバイアサン』で論じた万人に対する万人の戦い

のあけすけな表明と比べれば、まだ可愛いものである。自由と正義の旗印のもと世界を支配するのだという = 帝国意思の表明こそがブッシュ・ドクトリンの核心だと思われてならない。そしてこの点こそが、ネオコン達の思想的コアなのだ。

の世界、国際法や国際規則があてにならず、安全を保障し、自由な秩序を守り拡大するにはいまだに軍事力の維持と行使が不可欠な世界で、力を行使している」という。

「力 = 軍事力」に対する絶対的信頼が、『ネオコンの論理』全編を貫く主要テーマとなっている。そしてこの観点から、徹底したヨーロッパ批判 = 法律や規範、交渉や協力という今日の国際ルールを揶揄し、罵倒するのである。

「アメリカは弱い国だったとき、間接的な方法で目標を達成する戦略、弱者の戦略を採用していた。いまではアメリカは強力になり、強国の流儀で行動している。ヨーロッパの大国は強力だったとき、政治力と軍事力の栄光を信じていた。いまでは、ヨーロッパは弱いものの立場から世界を見ている。見方が変わったことで、当然ながら、戦略的判断が変り、脅威に対する評価と脅威に対処する適切な手段に関する評価が変り、国益に関する計算が変り、国際法と国際機関の価値と意義に関する見方が変った。」

「(ヨーロッパは)敵対勢力からの反撃を受けかねない地域に戦闘部隊を派遣し維持する手段は、ヨーロッパ域内を対象であってももっていない。最善の場合でも、ヨーロッパの役割は平和維持活動に限られており、その前にアメリカがほぼ単独で、軍事的任務のうち決定的な部分を遂行し、状況を安定させなければならない……アメリカが『料理を作り』、ヨーロッパが『皿を洗う』ものになっている。」

そしてヨーロッパの平和はアメリカが作ったのだと豪語する(第5章「アメリカが作った世

界」)

「ヨーロッパが現状にまで進化できたのは、アメリカによる安全保障があったからであり……アメリカがほぼ半世紀にわたってソ連などの外部の脅威から、そしてバルカン半島などの地域での民族紛争がもたらす内部の脅威からヨーロッパを守ってきた。」

「現状は皮肉に満ちている。ヨーロッパが権力政治を拒否し、国際紛争を解決する手段としての軍事力の役割を軽視しているのは、ヨーロッパにアメリカ軍が駐留を続けている事実があるからなのだ。ヨーロッパがカント流の永遠平和を実現できるのは、アメリカが万人に対する万人の戦いというポップズ流の世界の掟に従って軍事力を行使し、安全を保障しているときだけである。」

「アメリカはヨーロッパがカントのいう永遠平和の天国に入るにあたって決定的な役割を果たしてきたし、この天国を成り立たせる上で、現在でも決定的な役割を果たしているが、アメリカ自体はこの天国に入ることはできない。天国の周囲に築かれた壁を守っているが、門の中に足を踏み入れることはできない。アメリカは自らの保有する強大な力によって、歴史から抜け出せない状況にあり、イラクのフセイン政権、イランの聖職者、北朝鮮の金正日政権、中国の江沢民政権に対応する責任を担い、その恩恵の大部分は他国が受ける仕組みになっているのだ。」

ヨーロッパとアメリカを比較しているが、ヨーロッパを日本に、カントの永遠平和を憲法9

条に置き換えてみるならば、ケーガンの『ネオコンの論理』は、当然日本にも適用される論理なのだ。

最後に『ネオコンの論理』は、アメリカの偉大さを次のように讃えあげる。

「アメリカの独立直後の世代にとって、偉大な国となるとの見方は希望的な観測にすぎないものでなく、自国の性格のうち不可欠な部分、建国の理念のうち切り離すことができない部分であった。アメリカは偉大な国にならなければならない、そしておそらくは最も偉大な国にならなければならないと、独立当初の世代もその後の世代も信じてきた。建国の原則と理念が疑問の余地なく優れていたからであり、18世紀から19世紀にかけてのヨーロッパの腐敗した王国のものより優れていたのはもちろん、人類の歴史の中で登場したどの国、どの政府の理念より優れていた」

「アメリカ人はつねに国際主義者であったが、その国際主義はつねにナショナリズムに付随したものであった。アメリカが国外での行動について正統性を主張するとき、その根拠を国際機関に求めたことはなく、自国の理念に求めてきた。だからこそ過去のどの時代にも、現在でも、アメリカ人の大多数は、自国の利益を追求すれば人類全体の利益を追求できるとの見方を容易に受け入れられるのだ。ベンジャミン・フランクリンが論じたように、『アメリカの大義は全人類の大義』である。」

4 バクダッド、そしてバクダッドを踏み越えた彼方へ

一方、『ネオコンの真実』は、W・クリストルとL・カプランの共著である。

P N A Cの創設者クリストルの父は、世界革命を主張するトロツキー主義者からソ連攻撃の急先鋒と化した、ネオコンの「ゴッドファーザー」と呼ばれるアービング・クリストルである。また、カプランは民主党左派から共和党に転向したネオコンの支柱的論客といわれている。尚、

「ネオコン」の「ネオ(新)」には「転向」という批判的意味が込められているという(三浦俊章『ブッシュのアメリカ』岩波新書)

『ネオコンの真実』は、全体が3部構成、第1部 - サダムの専制政治、第2部 - アメリカによる反撃、第3部 - アメリカの使命、となっている。

第1部の「サダムの専制政治」は、サダム・

フセインの「邪悪 (evil)」がやり玉に挙げられる。国内での独裁者ぶり (1章)、海外への侵略 (2章)、大量破壊兵器 (3章) の3つの章からなる。

サダム・フセインの悪行の数々が告発されているが、そのサダムを応援し続けたのがアメリカ自身であることへの論及はない。

第2部の「アメリカによる反撃」も、3つの章、第1代ブッシュ政権 (4章)、クリントン政権 (5章)、第2代ブッシュ政権 (6章) から構成されている。

父ブッシュ政権に対しては、バクダッドの政治体制を変更することなく、サダムの暴政下に生きるイラク国民の運命に無関心でイラクを去ってしまった「狭隘な現実主義者」と評価し、クリントン政権については、国連主導を認め、アメリカの軍事力を発作的、申し訳的に使用し、しばしばサダムのチャレンジを黙殺し、結果的には対イラク制裁と兵器査察を自らが骨抜きにしまった「気弱なりベラリズム」と決めつける。

これに対し第2代ブッシュ政権は、現実主義とリベラリズム双方の最も優れた要素を結合した「独創的なアメリカ的国際主義」に立脚する政権と規定し、これは、セオドア・ルーズベルト、ハリー・トルーマン、ジョン・F・ケネディ、ロナルド・レーガンに続く政権だという。

独創的なアメリカ的国際主義の実践が、アフガン戦争でありイラク戦争だという。

「アメリカの軍事力を結集してアフガニスタンの敵に壊滅的打撃を与え……単にビン・ラディンの隠れ家を破壊するだけでなく、世界中で最も抑圧的な政権の一つを転覆させてみせ、女性が顔を見せて街頭を歩け子供たちが凧を揚げることができ、成年男子が髭をそり落して、何

5 帝国の支配に抗して

クリストルやケーガンが何を言おうとも、それが単なるイデオロギーであれば、無視すればいい。しかし、彼らは、ブッシュ政権に深く浸

年も抑えられていた自分の意見を自由に言える状況を作りだしたのだった。ブッシュ大統領は『誰にでも分る明瞭な道義』を国の政策に組入れてみせた」という。

第3部「アメリカの使命」は、ブッシュ・ドクトリンは、3つの原則を成文化したという。

先制攻撃 - 抑止政策から先制攻撃政策へ (7章)、体制転覆 - 封じ込め政策から政権変更政策へ (8章)、アメリカのヘゲモニー - 躊躇の繰返しから決然とした指導力へ (9章) である。

最後、「もしブッシュ大統領がイラクに政権の変更をもたらすのに成功すれば、彼は新しい歴史の先例を作り出す - イラクにとってそれは、アラブ世界で最初の民主主義国の生誕を意味し、米国にとっては、アメリカの国益と理想の相互調和性を全世界に示してみせる機会となり、世界は、アメリカが昨日の世界をより安全で正義が行われる新しい世界に変えたと見るようになる。われわれの使命はバクダッドで始るが、それはそこで終るものではない……アメリカは今や立派な世界秩序を維持する責務をもっている。このチャレンジに応えるのはアメリカの理念そのものであり、それは、わが国民の愛国心と道徳的そして戦略的要請に同時に応える理念である。自らの信条と、無比の軍事力と経済力に支えられた米国は、自国の安全を確保し、同時に世界中に自由の大義を広めるのだ - まずバクダッドで、そしてバクダッドを踏み越えた彼方へ」

このようにイラク戦争はブッシュ・ドクトリンの実験場として位置付けられるとともに、ブッシュ・ドクトリンはバクダッドを越えた彼方、東アジアを含む全世界へと拡大されていくのである。

透し、無類の軍事力と経済力を有するアメリカを手にしたのだ。もはや寝言や戯言だといってはられない。帝国の論理は、実力を獲得した。

その惨禍はイラク戦争が証明している。「帝国」とは、単一の権力、単一の原理の下に、全世界が統合されることを意味する。「帝国」を支えるのは、軍事力だけではなく、単一の原理に基づく世界の統一という理念にこそその恐ろしさがある。かつてのローマ帝国のように、その権力が及ばない地域は「文明の涯」「野蛮の地」とされ、その原理を受け入れない者は、世界の構成員＝市民とはみなされないのである。

自由からは、競争の自由や優勝劣敗の原理、自己責任と小さな政府（福祉国家の否定）の原理が導き出され、繁栄からは、大量生産・大量消費、環境保全の軽視、平和からは、安全やセキュリティ、監視と事前警備等々、様々な派生原理が導き出される。そして、今日、われわれの周囲で起きている様々な諸問題は、上記いずれか、あるいは「自由・繁栄・平和」というアメリカが大義と掲げる原理から派生する諸原

理の組合せに由来するといえよう。有事法制、イラク支援法、生活安全条例、共謀罪新設、労働法制、司法改革等々、数え上げればきりがない。われわれの「生」そのものを根底から規定・規制するのだ。

アントニオ・ネグリとマイケル・ハートはこの事態を、「帝国」という概念で捉えること、そして、それに対抗する勢力をマルチチュードとして立ち上げることを提唱している（A・ネグリ/M・ハート『帝国』以文社2003年）。「国民」「人民」「民族」「階級」という固定的・一元的運動主体を構想するのではなく、自発的意志に裏付けられた様々な個人、グループ、集団、組織のネットワークとしてのマルチチュードである。その意味では、イラク戦争反対の世界的うねりを予測したといえるかもしれない。

いずれにしても新たな運動形態の創造が求められていることだけは確かである。

（ 松 島 暁 ）

有事法制とマスメディア

1 有事法制と報道の危機

(1) 戦争遂行とマスメディア動員

戦争が進められるときに、報道が規制されるのみならず、マスメディア自体が戦争遂行体制に組み込まれる。日本のアジア侵略戦争においては、マスメディアは大本営発表を垂れ流し続け戦意高揚の報道に徹した。その反省のうえに立って、例えば朝日新聞は、「真実の報道、厳正なる批判の重責を十分に果たし得ず、・・・国民をして事態の進展に無知なるまま今日の窮境に陥らしめた罪を天下に謝せんがため」に社長以下幹部が総辞職したことを明にしたうえ、「常に国民と共に立ち、その声を声とする」「あくまで国民の機関たることをここに宣言」した（1945年11月7日「国民と共に立たん」宣言）。

しかし、有事法制のもとでは、報道が統制され、国民を戦争に駆り立てる役割をマスメディアが再び求められることとなる。マスメディアが「指定公共機関」に指定されると、マスメディアは「その業務について、必要な措置を実施する責務」を負わされ、首相からの指示も受けることになる（武力攻撃事態法6条・15条）。他方では、国民一般に対して、「必要な協力をするよう努力しなければならない」とされている（同法8条）。戦争遂行に障害となる報道は許されないとして、取材や報道が統制され、あるいは事実の報道や批判を自己規制する萎縮効果が生じ、国民の知る権利も侵害される。

だからこそ、民間放送連盟は「武力攻撃事態法案における指定公共機関制度に対する意見」（02年7月18日）を発表し、「この法案がそのまま成立した場合、放送が首相の権限の下に

置かれ、国民の『知る権利』に奉仕する報道機関が、政府に奉仕するものに変質しかねない」とし、「表現の自由・報道の自由が制約される事態を招かないよう、国会において慎重な審議を行うことを求めた」のである。

(2) 有事法制に関するマスメディアの責任

そもそも、有事法制には、アメリカへの戦争協力や自衛隊の海外での武力行使、国民の強制動員や自治体動員など人権を侵害し民主主義を破壊する憲法違反の重大問題がある。

マスメディアがこれらの有事法制の問題点や危険性を国民に知らせることができなければ、有事法制が施行され、さらにはそれが発動される事態のもとで、事実にもとづく批判的な報道も到底期待できない。その意味で、提出された有事法制法案に対する報道は、マスメディアにとって重要な試金石に他ならない。

例えば、「有事法成立 浸食される平和憲法、米追従の武力外交改めよ」（03年6月7日琉球新報社説）や、「国民の不安を増幅する形で戦争の危機に備えなければならないなどと法的整備を急ぐのは納得できない」（同日付沖縄タイムス社説）など、最後まで批判的立場を貫いて問題を指摘し続けた新聞もある。

ところが、残念ながら多くのマスメディアは、本来の役割を果たさなかったばかりか、逆に有事法制関連3法案の成立を促進する役割を果たすこととなった。ここでは、大手全国紙の報道に焦点をあて、有事法制の法案成立に関してマスメディアの果たした役割や問題点を明らかにしたい。

2 あおり続けた産経・読売など

(1) 法案を全力でキャンペーン

法案が国会に提出された翌日（02年4月17日）、読売新聞は、「急ぐ必要はない」という自党内の声を批判し、「三法案を早く成立さ

せ」ることを社説で強調した。あわせて、不審船やテロを含む、あらゆる緊急事態に幅広く対処できる法整備を急ぐ必要があると主張した。有事法制が国家としては当然の務めであるとす

る産経新聞も、いかなる事態にも対処できるような包括的な安全保障基本法の整備に乗り出すべきではないかとあおりたた。さらに、日経新聞も、有事法制整備の第一歩にすぎないとし、包括的な法整備を求めた。

とりわけ、読売・産経は、機会あるごとに、法案の早期成立を促す社説を掲載し続けた。読売新聞に焦点を充ててみると、例えば、福田官房長官による非核三原則の見直し発言に批判が集中している02年6月初旬には「『核発言』問題、ピリオド打ち有事法制審議急げ」(6月11日社説) 継続審議が確定となった7月中旬には「次国会での成立期し道筋つけよ」(7月14日社説) 秋の臨時国会では「有事・情報法案 どうした『臨時国会で成立』の合意」(10月17日社説) と主張し、法案の確実な成立を求め続けた。

また、法案成立に向けて様々な特集記事を掲載した。例えば、法案提出前後に読売が掲載した「有事法制を聞く」(02年4月16日、17日、19日) という連載記事では、防衛大学出身で防衛庁・外務省勤務経験も長い森本敏・拓大教授、政府内での担当者本人である安倍信三・官房副長官、自衛隊制服組の最高責任者を務めた佐久間一・元統幕議長を次々と登場させた。いわば推進派ばかりを選択して、世論を法案成立に向け一方的に誘導してきた。法案に関連する解説記事も、「有事立法・その時どうなる」の連載(02年5月1日～4日)のように、朝鮮半島危機やテロ・ゲリラなどを取り上げ、ひたすら危機感をあおり続けた。法案の成立に向けて、いわば政府の広報紙よりも、いっそう「強力な」役割を果たし続けたのである。

(2) 改憲主張を体現する有事法制

そもそも、読売新聞は、1994年11月3日に改憲試案を発表し、2000年5月3日にも第二次試案を発表して、憲法9条の改憲を求めてきた。特に、第二次試案は、「自衛のための軍隊」の保持を明記し、内閣総理大臣による緊急事態宣言により、内閣総理大臣が軍隊はもと

より警察・消防等治安関係機関を直接に指揮監督し、その他の国の機関や地方自治体をも指示命令できるというものである。そして、身体・通信・居住・移転の自由や財産権という国民の基本的な自由や権利を制限できるとしている。一般的にも「国の安全や公の秩序」による人権制限の規定を設けて現行憲法の基本的人権の保障を変質させようとしている。

読売・改憲案は、有事法制の枠組みをそのまま憲法レベルで明記する改憲案といわざるを得ないものである。

問題は、「公器」を看板に掲げる「新聞」の名によって、このような改憲案が主張され、そして有事法制法案の成立が求められたことである。欺瞞といわざるをえない。

(3) 「修正」成立への露骨な執念

読売新聞は、すでに02年秋の臨時国会から、有事法案の修正成立を求め、11月12日社説で「有事法案修正 野党が責任ある対応を示す番だ」と民主党を突き上げた。

03年通常国会中盤では、「これ以上先送りしてはならない」「有事法案 修正協議で早期成立を図れ」(4月29日社説)と求めた。そして、修正協議がまとまると、「有事法案修正 国家としての空白を埋める合意」と最大限の賛辞を送った(5月14日社説)。法案が成立した翌日には、「有事三法成立 法治国家の体裁がやっと整った」とし、「反対論の誤りは明白」とし反対した勢力をたたいた(6月7日社説)。いわば、読売新聞は、戦争遂行時の政府の宣伝機関をも予測させる危険な役割を果たし続けた。

なお、日経新聞も法案が衆議院を通過した翌日、「実際には有事のルールがなければ有事に当たって政治家や官僚の恣意(しい)が幅を利かす結果になりかねない。それは法治国家ではなく、危機への対応をほったらかしにする放置国家の姿である」(6月7日社説)と有事法制を推進する立場を貫いた。

3 朝日・毎日の法案批判とその弱点

(1) 批判的視点とその限界

朝日新聞や毎日新聞は、法案に対して批判的態度を明らかにしてきた。朝日新聞は、法案が国会に提出された翌日(02年4月17日)の社説で武力攻撃事態の概念のあいまいさに加えて、罰則付きの国民動員、地方自治体に対する首相の指示・代行権限等について法案の「中身には大きな疑問がある」と主張した。同日の毎日新聞社説も同様な疑問を提示し「あいまいな法制許されぬ 国民が納得のいく議論を」と主張した。

しかし、この毎日の社説は、「『今から50年前に出来ていないとおかしい。当然やるべきことをしていなかった』という中谷元・防衛庁長官の発言に一定の説得力はある」と政府の姿勢にあえて同調する態度も示した。朝日新聞の前記社説も、法案そのものに反対するというのではなく、「万一に備える法の整備は基本的には必要」という前提に立ったうえで、「国民が納得いくまで丁寧な議論をすべきである」と主張するにとどまるものであった。

この立場は、有事法制という法制度そのものを認め、そのための法案を必要とするというものであり、戦争を放棄した憲法の平和主義の立場から根本的に批判するものでない。その意味で当初から一定の限界を有するものであった。

(2) 国会審議についての批判

国会審議に関しては、それが不十分であることを指摘し批判的な立場をとっていた。

毎日新聞では、「この立法を国民生活から考えた場合、『人権を侵す法制』とみるか、『むやみに制限させないための法制』とみるかで、評価は180度異なる。いずれの見方でも、『おそれ、予測、必要最小限、合理的に必要と判断』など、法制の用語があいまいなままでは、国民の理解と支持を得られない」とした(02年5

月13日社説)うえで、「現在の政府・与党の姿勢では、問題を抱えたまま成立へ突っ走る。審議をもっと尽くすべきである」と主張した(5月24日社説)

朝日新聞では、基本となる武力攻撃事態に関する衆議院での質疑をめぐって、「こんな質疑では済まぬ」と批判し(5月19日社説)野党欠席のまま与党が公聴会の日程を単独採決で決定し強行突破を図ろうとしたのに対して、「野党はこうした横暴を許してはならない」とし「なぜそんなに急ぐのか」とブレーキをかけた(同月22日社説)。そして、国民保護法制の先送りや自衛隊優先の政府答弁に関して「もはや出直すべきだ」(6月3日社説)、「拙速を繰り返すな」(7月29日社説)と批判した。

(3) 「廃案、出直し」を要求した朝日

02年通常国会での前記のような朝日の立場は、「国民をどう保護するのか。そのために自衛隊はどう動くのか。この二つはセットでなければならない。米軍支援のあり方を含め、政府が法案を示すことが大前提である」(7月29日社説)とし、「国民の納得のいく法整備を目指すべき」(6月3日社説)という立場に立ったものであった。

しかし、朝日新聞は、「有事への最小限の備えは必要である」という立場に立ちながらも、02年秋の臨時国会で再開された審議をふまえ、「法案の欠陥は手直し程度の修正では繕いようがない」と与党による一部修正成立への動きを批判し、「いまの法案はいったん廃案とし、リアルな国際認識と国民本位の立場から出直すように求めたい」と廃案を訴える主張まで展開した(02年11月12日朝日社説)

だが、この「廃案要求」は貫徹されることはなく、「修正協議」によって制定促進論に一変する。

4 「修正」成立を促進した犯罪的役割

(1) 「修正」合意・成立の立場に急変

03年の通常国会での審議が開始され、与党

の「修正案」に対して、民主党が「対案」を提示して「修正協議」が開始される段階になると、朝日も毎日も姿勢を急変させた。

朝日新聞は、大規模テロや北朝鮮の核開発さらにはミサイル攻撃を取り上げ、安全保障をめぐる国民の不安は深まっていると危機感を強調しだした。そして、緊急事態に対応する危機管理庁を設けることを提起する一方で、法案との関係では基本的人権の保障を明記するなどの手直しをただけの民主党案は「検討に値する」として、「論議の土台となる」と主張したのである(4月27日社説)。これは、法案提出当時から朝日自らが指摘してきた周辺事態の概念のあいまいさや米軍の戦争への協力と国民・自治体動員など政府案の基本的な問題点については、そのままの状態での法案成立を求める主張に他ならないのである。

この朝日新聞の社説に対して批判の声が寄せられたのは当然である。ところが、朝日新聞は、この社説を批判する投書(「声」の欄)に答えるかたちで、さらに様々に弁解した(5月12日社説)。

例えば、「いざという時には万一にもないと言い切れるでしょうか。とりわけ北朝鮮問題をかかえ、最小限の備えさえ必要ないとは考えにくい」というのである。けれども、ここまでくれば、「備えあれば憂いなし」という小泉首相の発言と重なってくる。さらに、有事法制は結局独り歩きするのではないかという疑問に対して、「独り歩きをさせかねない危険な政府なら選挙を通じて変えておくことです」という論理まで提示した。これは、政府の暴走に歯止めをかける法律をつくる責任が国会に問われているにもかかわらず、暴走を許す法律を認めてしまうものであって、居直りの論理である。法治主義へ

5 問題の所在と課題

以上、大手新聞を中心に、有事法制に関する報道機関としての立場について検討し、その問題点を指摘してきたが、その背景には、日米安

の無理解を示すものに他ならない。

そして、朝日新聞は、修正協議が成立する直前には「与党は合意へ動け」(5月13日社説)とし、修正協議が合意に達するや「修正はまだ足りない」として「有事法制の内容をよりよいものにしていくことが肝心」とであると主張した(5月14日社説)。

毎日新聞も、「修正協議」については積極的な姿勢をとり、「有事・民主案 修正協議で『国民保護』貫け(03年5月1日社説)」「有事法案修正 政治主導でさらに議論を」と主張した(5月14日)。

このようにして「修正協議」による法案の成立に積極的役割を果たした点では、前述の読売新聞の姿勢と大差ないと言わざるを得ない。むしろ、従来指摘してきた批判すら投げ捨てて態度を急変させたことは、裏切りとも言えるものであって犯罪的役割を果たしたと言っても過言ではない。

(2) 成立した法案について問題をすり替え

朝日新聞は、法案の成立に対しては、「国民保護法制を急げ」などと主張したうえ、今後の「政治の質が問われる」(6月8日社説)とした。

この点では、毎日も同様である。法案の成立に対して、「もとより有事3法が発動される事態を避けるのが政府の使命である。有事を起こさない外交努力が必要なのは当然だ。有事3法をめぐる国会審議で、国民をどう守るかという議論も尽くされたとは言いがたい。残された課題の審議を通じて議論の肉付けをすべきだ」と(6月7日社説)。

いずれも、成立した法案の基本的な問題点の指摘や批判を放棄し、政治の問題にすり替えたのである。

保条約や憲法に対する態度を指摘せざるを得ない。

近年、マスメディアでは日米関係の重視、特

に軍事協力を当然のこととしている。そのことは、例えば朝日新聞において同盟関係という表現を多用しだしたことにも示されている。また、毎日新聞は、03年5月3日の社説で改憲問題に関して、踏み込んだ主張を行っている。「武力行使がからむ場面では常に傍観者的なのだ。この行動はひとえに60年近く守り抜いている日本国憲法に依拠する。それゆえに戦闘への参加は議論もなく免れた。幸いなことだが、ずっとこのままがいいのだろうか」と。

他方、これら報道に一貫しているのは、法案に対する国民の声や反対運動などについての報道が決定的に不十分なことである。数万人を集めた反対集会や弁護士会の反対声明などがほとんど報道されず、報道された場合でもその取り

扱いはきわめて小さい。報道機関としての役割を果たしているとは到底言い難い。

これらマスメディアをめぐる問題について、自由法曹団は、有事法制に関して再三にわたってマスメディア各社への申し入れ活動を行うなど重視して取り組んできた。また、日本ジャーナリスト会議との意見交換などを実施して、マスメディアのあり方や課題などについて、検討してきた。

有事法制成立という新たな段階を迎え、その発動を含めて、マスメディア報道のあり方が問われることとなる。国民のためのマスメディアとして本来の役割を發揮することを求めて、いっそう取り組みを重視していく必要がある。

(吉 田 健 一)

有事三法案と自由法曹団の闘争

有事法制関連三法案(有事三法案 武力攻撃事態法案・自衛隊法「改正」案・安全保障会議設置法「改正」案)は、2002年(平成14年 以下、年号は西暦の下2桁で表記)4月17日に第154通常国会に提出され、03年6月6日に第156通常国会で可決成立した。

本稿では、有事法制阻止闘争本部の論議や行動を軸に、直接の発端となった「9・11事件」から2年に及ぶ有事法制と戦争をめぐる攻防を追うとともに、たたかひの意味と課題の検討を試みる。

第1 有事三法案と闘争の展開

1 「9・11」事件とアフガン報復戦争 - 有事法制闘争前史(01年秋)

(1) アフガン報復戦争とテロ特措法

01年9月11日、ニューヨークとワシントンでいわゆる「同時多発テロ」が発生した。アメリカ・ブッシュ政権は「反テロ戦争」を宣言し、10月7日にアフガン空爆を開始した。アルカイダが「主犯」であることも、アフガニスタン・タリバーン政権が「加担」していることも証明されていない。明らかな政治的断定であり、犯罪として捜査と訴追の対象とされるべきテロに武力をもって報復した戦争だった。「復仇のための戦争」を禁止した国際法を踏みこむ暴挙であったことは言うまでもない。

11月13日、カブールが陥落し、「解放されてブルカを脱いだ女性」が大々的に報道された。最新兵器を駆使した空爆で民衆に多大な犠牲が発生していたが、民衆の側からの報道は極めて乏しかった。報復戦争に反対する国家・政府はほとんどなく、反対運動も国際世論を動かすまでには至らなかった。世界が「報復戦争ヒステリー」の状態にあったもとの、一方的な殺戮だった。

「反テロ戦争」の全面支援を打ち出した小泉政権は、10月5日、米軍の戦争を後方支援するテロ対策特別措置法(テロ特措法)案を提出した。空爆を行う米艦隊に戦争行為の燃料補給を行おうとする参戦法案だった。

テロ特措法は提出からわずか3週間の10月2

9日に強行可決され、11月15日には「支援艦隊」がインド洋に向けて出航した。この国が第二次大戦終了後はじめて戦争に参戦した瞬間である。

(2) 有事法制登場の背景と本質

「9・11事件」とアフガン報復戦争が、急浮上した有事法制の直接の「前史」だった。

グローバル化に対応した「反テロ戦争」の戦略はそれ以前から構築されていたが、「9・11事件」なしにアフガンからイラクへと連続した戦争の拡大はまず考えられない。「新ガイドライン」やアーミテージ報告によって強硬な対米協力要求が続いていたが、この国が対米追随戦争の道を通ることになったのも、「テロの脅威」の扇動を抜きには語れない。

アメリカが、新保守主義者(ネオ・コンサバティブ)が中心的位置を占めるブッシュ政権のもとにあり、この国がグローバル化に追随した構造改革を掲げる小泉政権のもとにあったことが、「反テロ戦争」とこの国への波及を容易にした。

これが有事法制急浮上の背景だった。有事法制とは、この国が「戦争に出て行く国」になろうとし、インド洋ではすでに参戦しているもとの要求されてきた戦争態勢のための法制度であった。「世界のなかの有事法制」であることは最初から明らかだったのである。

2 有事法制急浮上と強行突破の阻止 - 第154通常国会(02年前半)

(1) 有事法制と通常国会

有事三法案が提出された第154通常国会は

02年1月21日に開会され、40日の延長のうち、7月31日に閉会した。

開会日の1月21日とは東京で開かれたアフガン復興国際会議が開会した日であった。この会議へのNGO出席拒否問題に端を発した鈴木宗男議員の外交をめぐる利権の問題（ムネオ問題）は、6月に発覚した防衛庁の「リスト問題」や福田官房長官の非核三原則発言問題（あわせて「二長官問題」）とともに、通常国会を通じての大きな問題となった。この国の外交や防衛のはらむ反憲法的・反人権的体質が露呈される一方で、戦争態勢を構築する有事三法案が浮上し強行されようとしたことになる。

三法案が提出されたのは4月17日、3月中旬には提出という「予告」から1箇月遅れでの提出だった。三法案のひとつの武力攻撃事態法案は、これまでの有事立法研究ではまったく検討されていなかった新法案であり、三法案や関連法案（事態対処法案）の頂点に立つ理念法であった。

(2) 政府与党の短期突破の策動

政府・与党は三法案の通常国会での成立を確認し、集中審議による短期突破を企てた。付託を受けた衆議院武力攻撃事態対処特別委員会では、5月7日からほとんど連日の法案審議が行われた。「周辺事態と武力攻撃事態はすべて重なる」「ミサイルに燃料が注入されれば基地空爆も自衛権の行使」「国民の人権は公共の福祉に反しない限り」などの「あけすけ」な答弁が繰り返された。

ムネオ問題による審議の停滞と小泉政権支持率低下に苛立った政府・与党は、5月21日、委員会採択の前提となる中央公聴会決定を強行し、三法案は「5月中にも衆議院通過」という危険な状況となった。国会内外の反撃によって強行突破攻勢が頓挫し、審議再開に至った6月初頭に「二長官問題」が発覚するも、通常国会での成立不能はだれの目にも明らかになった。

反対世論と反対運動が国会を包囲し、地方自治体からも反対・慎重の意見が相次ぎ、与党のなかからさえ「出しなおし」の声が表明されるなかで、かうじて継続審議となったのが7月31日の

通常国会閉会であった。

(3) 短期成立を阻止した緊急闘争

02年前半のたたかいは急浮上した有事法制を迎え撃ち、短期突破を阻止して継続審議に追い込んだ文字どおりの緊急闘争だった。もし「5月中の衆議院通過」という強行突破を許していれば、ブッシュ・ドクトリンやイラク戦争との結びつきも明らかにならず、「草の根」からの非戦・反戦の声とも結びつかなかった。

この危機的事態に、20労組や宗教者の呼びかけによる広範なウイングが形成され、CHANCEをはじめとする青年たちがインターネットを駆使した戦線を構築し、理事会決議を起点として日本弁護士連合会（日弁連）が反対行動に立ったことは決定的な意味をもっていた。

「すべての民主勢力の総決起」に至らない初動の段階で闘争を牽引したのが、20労組・宗教者や青年・市民や法律家であったことが有事法制闘争の大きな特徴であった。1年のたたかいを経て、これらの戦線が「民主党の寝返り」にもかかわらず最後まで闘争姿勢を崩さなかったことも特筆されるべきである。

(4) 自由法曹団の闘争決起と闘争本部

自由法曹団が有事法制阻止闘争本部の設置を決定したのは1月26日の常任幹事会。「報復戦争ヒステリー」と「小泉異常支持率」のもとで、「常幹ぐるみ、自由法曹団ぐるみの緊急闘争への決起」を確認しての設置であった。これに先立つ1月7日から14日まで、自由法曹団アフガン問題調査団はパキスタン調査を行って報復戦争を告発し平和的解決の道を提起していた。闘争本部はパキスタン調査の精神を引き継ぎ、戦争や有事法制に「平和の道」を対置し続けることになる。

闘争本部の最初のスローガンは「まず自分が動くことで闘争に火をつける」。アフガン報告と結んだ学習集会・国会要請、闘争本部自身が設定した地域での街頭宣伝、タブロイドやリーフを作成しての全国いっせい宣伝、マスコミ関係者への要請行動など、「やれることはなんでもやる」のが確認事項だった。本部長から若手まで共同のスタ

ップとなり、ブリーフィングを通じて共通の認識や理論を構築し、自ら率先して行動する「行動する闘争本部」のスタンスはそのなかで形成された。このスタンスはイラク派兵法阻止闘争まで変わっていない。

(5) 米軍追隨の海外侵攻型有事法制

闘争本部が率先行動と並行して進めたのは、いまこのときの有事法制の本質とねらいを明らかにすることだった。有事三法案は米軍の海外侵攻戦争に追隨して兵站基地になるとともに自らも参戦するための海外侵攻型有事法制であって、本土有事を想定した防衛型有事法制ではない。これが結論であり、この認識はいまも変わっていない。

この時期の第1意見書「往くべきは平和の道」(3月5日)第2意見書「戦争動員法案を批判す

る」(4月18日)第3意見書「戦争動員法20の疑問」(5月10日)第4意見書「衆議院論戦を検証する」(6月3日)の4次の意見書や、「有事法制のすべて 戦争国家への道」(新日本出版社)「有事法制 だれのため なのため」(学習の友社)は、この本質を明らかにするためのものであった。

ブッシュ・ドクトリンもイラク戦争もないこの段階で、「海外侵攻型有事法制」という本質を解明・暴露・宣伝し、「なんらかの有事法制は必要」論に真っ向から対峙したことが自由法曹団の最大の役割だった。それゆえに自由法曹団が最後までオールタナティブとして対置したのは、平和的手段での解決をめざす「往くべきは平和の道」なのである。

3 ブッシュ・ドクトリンと「国民保護法制」 - 第155臨時国会(02年後半)

(1) 「国民保護法制」と「修正案」の浮上

02年10月18日に開会し、12月13日に閉会した第155臨時国会は、有事三法案そのものについてはほとんど動きのない「戦間期」の様相を帯びていた。法案審議はほとんど行われず、与党が要求したのは会期末間際の「修正案趣旨説明」であって、政府・与党にも「臨時国会で三法案強行」とのもくろみは見られなかったのである。

有事法制をめぐる事態の進行は、委員会外で発生した。民主党などの「国民保護法制先送り」批判を受けて、政府は「国民保護法制」の検討を急ぎ、10月8日に「素案」、10月29日に「輪郭」が次々に提示された。「国民保護」を謳い文句に地方自治体や学校・医療機関などを動員し、自治会・町会ぐるみで「巨大な後方」を構築しようとするものであった。

平和条項に照尺した衆議院憲法調査会「中間まとめ」(11月3日)教育基本法全面「改正」を唱える中教審中間報告(11月14日)が相次いで発表され、「生活安全条例」が全国展開するもついで、「戦争に出て行く国の社会」(戦争モードの社会)の具体像が浮かび上がってきたのもこの時期の特徴である。

10月29日、与党三党は「修正案」を発表した。政府法案ではひとつにまとめられていた「武力攻撃・おそれ」と「予測」を、「武力攻撃事態」と「予測事態」の2つに切り分けて概念整理しただけのものである。本質はおろか法規としての要件・効果もまったく変わらないものであったが、「国民保護法制」とあわせて「修正土俵」への民主党誘い込みの伏線となるものであった。

(2) ブッシュ・ドクトリンの世界戦略

世界規模ではより大きな変動が生じた。

9月20日、反テロ戦争をアフガンから世界に拡大しようとするアメリカ・ブッシュ政権は、「国家安全保障戦略」(ブッシュ・ドクトリン)を発表した。自由主義経済・市場原理を絶対の公理とし、世界制覇に向けた政治・経済・外交・軍事を総合した世界戦略と、妨害者・破壊者となる「テロリスト、その同調者、専制君主」への先制攻撃を公然と宣言したものである。「アフガンの次の標的」とされたイラクへの戦争準備が進められ、イラクの国連査察受け入れにも関わらず、米英軍はイラク周辺への集結を開始した。

9月17日に行われた小泉首相北朝鮮訪問と日朝平壤宣言は、積年の問題解決と北東アジアの平

和への一步を記したものだだったが、アメリカの圧力と拉致問題キャンペーンによって本来の意味が捻じ曲げられ、「北朝鮮脅威論」を引き起こす契機ともなった。

この02年秋、宗教者・20労組が有事法制集会、知識人・市民がイラク反戦集会を開催し、03年の運動の広がり素地を築いた。臨時国会開会初頭の10月23日、日弁連が1000名の弁護士パレードを成功させたことは、国会内外に大きなインパクトを与えた。

(3) 「非対称の戦争」と「銃後の社会」

闘争本部の02年後半期の課題は、「国民保護法制」などの浮上で実像があらわになってきた「銃後の社会」と、ブッシュ・ドクトリンのもとでの有事法制の意味を、検討・解明して暴露することであった。自由と民主主義を掲げて強行されるアメリカ主導の「非対称の戦争」を直視し、この国に構築される後方社会をシミュレートすることは避けることのできない課題だった。

治安維持法・国家総動員法型の直接強制が主体の暗黒社会ではなく、住民が自主的に協力して進

4 イラク戦争と非戦・平和のたたかい

(1) イラク討伐戦争をめぐる攻防

03年冒頭、世界は米英両国が開戦準備を進めるイラク討伐戦争をめぐる揺れ動いていた。多くの国が反対を表明するなかで、小泉政権はイラク攻撃を積極的に支持し、「国連決議がない開戦となった場合の対処は、そのときの雰囲気で行く」とまで答弁した。「日米同盟があるから」というのがただひとつの説明だった。

2月から3月にかけて、米英を中心とした主戦派と西側同盟の主要国家を含めた非戦派が国連などで攻防を続け、世界各国で非戦平和の運動が巻き起こった。安保理で「最後まで平和的努力を」と訴えたフランス・ドビルパン外相のスピーチが満場の拍手を受けた2月14日、世界を1千万人のピースウェーブが覆い、非戦平和の声が世界の政治を動かし得ることを示した。この国でも、3月8日の日比谷公園、21日の芝公園とNGOと

んでサポーターになるシステム化された後方社会で、教育基本法「改正」や「生活安全条例」とも重なり合う。この社会を生み出す最大の犠牲者は、この国の国民ではなく「非対称の戦争」の相手の国の民衆だ・・・これが検討や討議を重ねて得た結論で、この認識はいまもかわらない。第5意見書「有事法制を問う」(10月7日)第6意見書「有事法制はいらない 現場からの告発」(10月25日)第7意見書「有事法制・国民動員法制の社会」(12月4日)は、この理論構築作業の集成であり、これらは03年に出版した「有事法制・国民保護法制 だれのため なんのため」(学習の友社)にまとめられている。

有事三法案の法文から離れて世界政治やこの国の社会を射程においた検討は、必然的に法律家の専門分野を離れた政治・経済・軍事・社会などにおよぼざるを得なかった。有事法制が世界政治のなかにあり、法律が社会を構築するひとつのアイテムにすぎない以上、そこまで射程を伸ばさなければいまこのときの有事法制の本質はとらえられないからである。

第156通常国会序盤(03年1~3月)若者たちが中心となったワールドピースナウが続けられた。

組織指令や動員によらず、インターネットを駆使して呼びかけあった行動が大きな盛り上がりを見せたことは、運動の新しいうねりを生み出すことになった。欧米の運動に比べればまだ萌芽期にあるとはいえ、この国の市民の運動が世界の運動と結び合い、壮大な規模で国境を越えたのは重大な意味を持っている。

(2) 世界に背を向けた大義なき戦争

3月20日、米英軍はイラク討伐戦争を開始した。米英らの主戦派は世界の支持を得られず、「西側同盟国」も含めて圧倒的多数の国の政府が反対するなかでの開戦だった。ブッシュ・ドクトリンの先制攻撃戦略を発動したイラク討伐戦争は、国連憲章や国際法を踏みにじた侵略戦争にほかならない。

国連を舞台をとした攻防や非戦平和の世論は戦争を阻止できなかったが、国連を戦争に加担させることは許さなかった。米英の戦争は「世界を背に向けた戦争」とならざるを得なかったのであり、唯一の超大国の戦争戦略をここまで追いつめたのは世界の非戦平和のウエーブを抜きには語れない。

(3) ブッシュ・ドクトリンと有事法制

イラク戦争が迫るもとでの闘争本部の役割は、ブッシュ・ドクトリン - イラク戦争と有事法制との関連を明らかにすることであった。イラク情勢を睨みながら緊急出版した「有事法制とアメリカの戦争・続有事法制のすべて」は、イラク戦争の現実から有事法制の危険性を実証した「世界のな

5 「密室談合合意」による有事三法強行 (1) 与党の突破攻勢と民主党の「寝返り」

3月末、有事三法案の情勢が急変した。与党が仕かけた「4月中旬衆議院突破」の攻勢は、「10項目」の問題点を指摘して「出直し」を求めてきた民主党を、「修正土俵」に引き出すのがねらいだった。非戦・平和の運動がイラクをにらみ、いっせい地方選挙が展開されて国会が「真空地帯」になっているなかでの攻勢だった。

廃案・「出直し」を求めてきた民主党は、それまでの姿勢を豹変させ、たやすく「対案・合意」路線に走った。4月14日の「対案」発表、22日の大筋了承、29日の「修正案」提出、5月13日の「修正合意」、翌14日の民主・自由両党が賛成しての委員会採択と、4～5月の展開は民主党が転落の一途をたどった道程だった。その民主党「対案」が実現させた「修正」とは、憲法の人権条項の条文番号を武力攻撃事態法に挿入するなどの「微調整」にすぎなかった。

パクダッド陥落(4月9日)や東京都知事選挙での石原圧勝(4月13日)といった事後の展開が、「北朝鮮脅威論」とともに突破攻勢に有利に作用したが、表面化した3月26日は「米軍苦戦。長期戦の様相」が報じられていた時期だった。与党側にとっても、「会期やイラク立法を考えればここで仕かけるしかない」という「乾坤一擲の

かの有事法制」の検討の集大成である。ブッシュ・ドクトリン全文の翻訳・解題を加えた出版物は、ほかには存在していない。

02年春は、教育分野の教育基本法「改正」阻止闘争、治安分野の「生活安全条例」反対闘争が動き出した時期にもあたる。闘争本部は直接の対象としていないこうした教育・治安の分野をサポート課題にすえ、有事法制との関連を明らかにするように努めた。グローバル化・構造改革を根源にもつこうした治安・教育の「改革」が、本質的に軍事とリンクする性格を持ち、全体として「戦争に出て行く国の社会」を生み出そうとする策動だからである。

- 第156通常国会中盤(03年4～5月) 賭け」だった感が強い。

(2) 緊急国会行動と永田町の「政治模様」

選挙時期でもあって大規模な大衆行動が間に合わず、全国結集も困難なこの時期、闘争本部は02年初頭と同じように再び緊急闘争に突入する道を選んだ。毎週のように国会要請を反復し、イラク戦争や北朝鮮問題と有事法制のかかわりに焦点をあてるとともに、民主党「対案」を批判した緊急意見書(第8～第10意見書)を発表し続けた。

国会要請で自由法曹団が現認したものは、「政府案廃案」を叫んでいた民主党議員が、「『修正案』をまとめないと党が分裂」「協議を成立させないと政権担当能力が疑われる」となり、遂には目を伏せて話さなくなった「永田町の政治模様」だった。政党の事情を戦争と平和の問題に優先させた「小さな裏切り」こそが、6月6日の有事三法強行の直接の「原動力」にほかならない。

(3) 強行の背景と三法案最後の闘争

強行の背景に、米軍の圧倒的な軍事力に「勝ち組」に乗り遅れまいという日本版ネオコンの論理がはたらき、拉致問題を契機に吹き荒れた「北朝鮮脅威論」があったことは否定できない。だが、そのブッシュ・ドクトリンとの関わりや北東アジアの戦争と平和の問題は、遂に政策論戦の遡上に載ることはなかった。

最後の質疑となった6月5日の委員会での小泉首相の答弁はやはり「憂いあれば備えなし」だった。「同盟国」の戦略を政策論戦の対象にできず、結局は「密室談合の永田町の論理」でしか強行できなかったのが有事三法案であり、そこまで追いつめたものが世界とこの国の闘争だったと言えるだろう。

5～6月の最終局面、民主党の「寝返り」にもかかわらず、20労組・宗教者・知識人・市民の実行委員会は最後まで反対闘争を打ち抜き、日弁

連もまた反対姿勢を崩さなかった。

闘争本部が呼びかけた国会行動には全国の団員・事務局員・労働者が参集し、5月13日には61名という峰を築き、公害総行動実行委員会と共同した6月5日には実に140名が国会要請と街頭行動に立った。闘争本部立ち上げを決定した02年1月26日の確認どおり、自由法曹団もまた最後まで全国闘争の態勢を崩さず、一年半の三法案闘争をたたかい抜いた。これまた近時まれなたたかひの到達点である。

6 大義なき戦争とイラク派兵法 - 第156通常国会終盤(03年6～7月)

6月13日、イラク派兵法案が提出された。衆議院は6月24日に審議開始、7月4日に与党三党の賛成で採決強行、参議院は7日に審議開始した、25日に採決強行とテロ特措法にも匹敵する短期成立だった(同時に提出されたテロ特措法延長法案は継続審議)。民主党は最終盤で内閣不信任案等を提出し、法案に反対したものの、阻止の姿勢には程遠いものがあった。闘争本部は意見書「イラク特措法=イラク参戦法に対する意見書」を発表し、衆参両院に要請行動を行っている。

派兵法案の最大の問題は、「安全及び安定を回復する活動」への支援にあった。米英軍がイラクで展開している「安全回復活動」とは、占領軍への抵抗運動やゲリラ活動の掃討作戦であり、かつて日本軍が中国大陸で展開した三光作戦と本質は変わらない。その掃討作戦に直接加担するイラク派兵は、掃討作戦に直接加担する戦闘地域への地上軍の派兵にほかならない。

7月15日、アイビザイド米中央軍司令官は、

「バース党などの残党とイラク全域で戦闘行為。彼らは組織立っており、古典的なゲリラ戦を展開している」と表明した。占領作戦の最高指揮官の「全土が戦場」宣言であり、イラクの状況にこれ以上の説明は要しない。相前後して、米軍への襲撃が相次ぐバクダッド北方地域での活動要請が米軍からもたらされた。掃討作戦が展開されるのはゲリラ戦が展開される最前線だから、軍事的には当然の要求でもあった。

イラク全土を占領下においた米英軍は、戦争の口実とした「大量破壊兵器」も「テロリスト支援の証拠」も発見できず、大義なき戦争であったことはいっそう明らかになった。イラク戦争への国際的な批判のもとで派兵を拒絶する国が相次ぎ、派兵反対の国内世論も相次ぐなかで、派兵法を強行成立させた政府・与党は派兵の具体化を先送りせざるを得なくなった。

イラク派兵を阻止することは、引き続き重大な課題となっている。

第2 たたかひの特徴と投げかけた課題

1 有事法制闘争が切り開いたもの - たたかひの特徴

戦争の道に反対して立ち上がった有事法制阻止闘争は、これまでのたたかひにない大きな意味と特徴をもっていた。

(1) グローバリゼーションと「帝国」の道に対決したたたかひ

有事法制が進もうとする戦争の道がどのような

ものであるかは、「9・11事件」からイラク戦争に至る世界の展開が事実をもって明らかにしていた。問題となったのは「一般的・抽象的な平和」ではなく、軍事力によって世界制覇を果たそうとするブッシュ政権の「現実の戦争」だった。

そのブッシュ・ドクトリンが「軍事狂の妄想」

ではなく、グローバリゼーションによる「市場原理万能の世界」を貫徹しようとする総合戦略である以上、戦争阻止の課題は前提となっているグローバリゼーションの克服の課題と結びつかざるを得ない。有事法制闘争が対決したのは、アメリカ本位のグローバリゼーションそのものだったのである。

このことが有事法制闘争に歴史的な意味を与えるとともに、グローバリゼーションや構造改革に反対する闘争と同心円を形成する本質的な広がりや深まりをもたらした。

(2) 「草の根」から決起して結び合ったたたかい

20 労組・宗教者、NGOと若者たち、日弁連と法律家などの行動が闘争の「ウイング」を構成し、地域「草の根」からの数限りないたたかいが広がりを生み出した。そのすべてを流れていたのは自主的・自立的な決起と行動だった。全闘争を通じて「統一的な司令部」は形成されず、そのことが広範な市民の参加を促す契機にもなった。

たたかいは結びつけたのはインターネットを通じてとびかった無数の情報であり、人から人への呼びかけあいだった。

2 闘争本部の有事法制闘争 - たたかいは切り開いたもの

たたかいは一翼を構成した自由法曹団にとっても、有事法制闘争のもっている意味は極めて大きい。地域「草の根」からのたたかいはそれぞれの分野へのかかわりは別稿に譲り、センターとなった闘争本部の側から闘争の特徴と切り開いたものを箇条書的に列挙する。

(1) 理論構築と率先行動が「車の両輪」

闘争本部のたたかいは理論構築と率先行動の並行を終始追求し、それあってこそ新たな平面を切り開くことができた。「理論と行動の双方を担う」という闘争本部立ち上げ以来のスキームは1年半を通じて変わらず、「思索・研究やブリーフィングで認識を共通にし、まず自らが行動してから全国に提起する」というのが「闘争スタイル」になった。なによりも情勢と問題そのものが、それを求めていたからである。

「つくる会」教科書問題や報復戦争問題で萌芽を見ていたこうした「21世紀の市民のたたかい」が、壮大な規模で展開されたのが有事法制闘争だったと言えるだろう。

(3) 世界と結び「平和の道」をめざしたたたかいはアフガン報復戦争を背景にした有事法制は戦争反対のたたかいは結びつかざるを得ず、イラク討伐戦争への展開がその本質をいっそう明瞭にした。有事法制反対闘争も世界の非戦・平和のたたかいはひとつとなり、「平和の道」をめざす壮大な戦線のなかにあった。

直接には「法案反対」を掲げた有事法制阻止闘争が、「悪法闘争」の枠を超えて射程を世界に広げ、世界と結びあった意味は大きい。有事法制に反対したのは「平和憲法に違反するから」という以上に、「侵攻戦争に道を開いてアジアの民衆を犠牲にするから」だった。平和憲法の理念は積極的に平和を構築することであり、戦争戦略と真っ向から対決すること抜きにはその理念は実現されない。この視座の転換も、これからの運動に大きな意味を持つに違いない。

有事法制はいまこのときの世界の展開やこの国の社会形成にかかわる問題であり、これまでの論理や経験だけで対峙できるものではなかった。ブッシュ・ドクトリンや「国民保護法制」には政治・経済・軍事・社会にわたる総合的な模索や検討が必要となり、それには生き方や哲学まで含めた思索や研究とそれぞれの認識や思いの重ね合わせが求められた。その研究や認識を検証し、深化させるには、率先して行動に立って訴えかけ、自らが体感することが不可欠だった。

闘争本部の1年半は、スタッフのこうした理論と実践の積み重ねによって生み出されたのであり、その理論と実践の集大成が意見書であり、「有事法制のすべて」をはじめとする出版だった。こうした活動に年齢や経験を超えて数多くのスタッフがかかわり続けたところに、自由法曹団の生命力

を見ることができるだろう。

(2) 平和の道の模索と寄与をめざして

闘争本部は平和の道を模索することを基調にすえ、有事法制闘争を狭義の悪法闘争とは考えなかった。02年には報復戦争のパキスタン調査と結ぼうとし、03年には北朝鮮問題(ピースポート・中村共同代表)やイラク問題(小野万里子団員)の学習会で学ぼうとしたのはこうした視座からである。1年半をつうじて問い続けたのは、「有事法制を阻止するのはなんのためか」だったのである。

世界と社会の方向がそれ自体として問題となっているこのいま、古典的な悪法闘争の占める位置は小さくなっていくだろう。そのとき法律家で構成するNGOとしての自由法曹団に新しい役割が求められるに違いない。多くのNGOや市民と結び、世界に目を開いてたたかった有事法制闘争は、そのひとつの模索だったと言えるだろう。

(3) ネットワークと共同の追求

1年半を通じて、闘争本部が直接的な結集を求める「組織戦」を行なったのは、02年の日弁連弁護士パレードや03年の国会行動などのわずかな場面ではない。その「組織戦」に代わって、

全国の支部・団員を結びあわせ、全国闘争を可能にしたのは、インターネットを通じての情報の発信と交流だった。

百数十名がリンクした有事法制メーリングリスト(ML)には、全国の支部・団員の活動や意見が綴りこまれ、闘争本部は情報のコーディネートを担当するとともに、本部活動や検討素材はすべてMLに掲載して公表した。「どこかで決められたものが方針となっておりてくる」という「縦割り構造」を乗り越えたたたかい方を実現したのが、はじめてインターネットを駆使した自由法曹団の有事法制闘争だった。

この姿勢は、自由法曹団外との共同の追求でも変わらない。20労組・宗教者の運動に当初から関り、日弁連の活動とリンクし、ワールドピースナウやNGOと可能な限りかわり、マスコミとの懇談やJCC・MICとの共同も意識的に追求した。闘争本部会議にジャーナリストの参加を求め、ピースポートや公害総行動実行委員会と共同要請を行うといった新たな試みもこのなかで生まれた。

自由法曹団もまた、それぞれが自ら行動して結びあう有事法制闘争を展開したのである。

3 たたかいが投げかけた課題 - 明日のたたかいを築くために

21世紀の世界とこの国の展開のなかで、グローバル化と戦争戦略に「平和の道」を対置した闘争・ひとことで括るなら有事法制闘争はこのように表現できるだろう。「とき」という巨大な課題に挑んだたたかいであるからこそ、投げかけられた課題もまたきわめて大きい。いくつかの明日への課題の試論を提示する。

(1) マスメディアへの批判と克服の課題

有事法制登場から「密室談合合意」での成立まで、大手メディアは「有事法制推進の応援団」の役割を果たし続けた。三法案提出を受けての各社の社説は「遅きに失した」「不可欠な不整備」「基本的には必要」など推進一色で埋め尽くされ、民主党「対案」が表面化してからは「修正論議」や「修正合意」を賞賛する報道が相次いだ。イラク

戦争に反対する非戦平和のウエーブが世界を覆い、各国のメディアが非戦の旗を掲げていた03年春、この国のメディアが行ったのは集会報道に過ぎなかった。これは改憲を社是とするメディアだけでなく、「良識派」をもって自認するメディアにも共通して見られた現象であった。これでは、メディアは世界の趨勢に目をそむけ、小泉政権への無条件追従を続けていると考えるしかない。

かつてこの国のメディアは、国家改造の先駆けとなった政治改革策動に直接加担し、反対者を「守旧派」として指弾する暴挙まで行なった。その政治改革=小選挙区制の矛盾が白日のもとに露呈し、メディア自身が「政治改革の失敗」を論難し続けている今日に至っても、メディアそのものが支配の一角に組み込まれた構造はまったく変わっていない

ない。

これは「社会の木鐸」としての使命の自己否定であるにとどまらず、この国の民衆をことさらブッシュ・ドクトリン追隨の方向に誘導しようとする犯罪行為にほかならない。インターネットの普及で、メディアに依拠しない情報交換が発展しつつあるとはいえ、メディアの垂れ流す害毒の影響を無視することはできない。

闘争本部は「JC」との懇談や「JC」・MICとの共同などメディア問題への対応を試みたが、まだまだ萌芽段階のものにすぎない。マスメディアへの根源的な批判と克服は巨大な課題である。

(2) 問題の総合化と深化の課題

有事法制問題とはグローバル化と構造改革が生み出そうとする世界と社会の軍事的側面であり、有事三法という孤立した法律の問題ではない。教育的側面の教育基本法「改正」や治安的側面の「生活安全条例」などでも問題は同質であり、それゆえに闘争本部はこの2つをサポート課題とした。

その前提には、経済・雇用・税制・地方自治・司法などあらゆる分野で強行される新自由主義的改革があり、これらはすべてリンクして狭い範疇・分野からとらえるだけでは本質は理解できない。それぞれの分野を超えた問題の総合化・全面化が、重要な課題になるゆえである。

現代の戦争の理解もこの問題とかがわっている。

現代の戦争は、ブッシュ・ドクトリンにもとづく「非対称の戦争」であって、この国は攻撃側・加害側に位置している。「自由と民主主義」を掲げるこの戦争で治安維持法や国家総動員法型の暗黒社会が形成されることはなく、国民の戦争被害は相手国に発生する惨劇と比べるべくもない。「国民が徴用されて苦しむから」という視点では現代の戦争は断罪しきれないのであり、くらしや人権などとの本質的なリンクは、グローバル化や構造改革のもたらす民衆の犠牲に求められねばならない。

闘争本部ではすでに共通認識になっているこの理解も、運動全体からすればいまだに「少数説」だろう。検討の深化が求められるところである。

(3) 新しい時代に対応した運動構築の課題

20 労組・宗教者・NGO・若者・女性・法律家といったそれぞれの戦線が自主的に構築されたのに比べて、労働組合をはじめ全国組織を持った団体の活動が一部を除いて生彩を欠いた感が否めない。「草の根」からの運動の中心をしめたのも、多くは個人の意思で参加した市民や女性・若者だった。

戦争に向かおうとする世界に危機感を抱く市民を突き動かしたのは、自主的な呼びかけあいであった。このことは組織・団体の構成員でもかわらなかった。団体の構成員が行動したのも、多くは「縦割り型の組織動員」ではなく、「横のネットワークの呼びかけあい」によるものだった。この国ではまだ萌芽的だが、欧米の非戦・平和のたたかいは、反グローバル化の運動と結んで大きく前進している。

こうした新しい時代のたたかいは、全国組織に組織や運動のあり方の見直しを求めていこう。

世界のあり方や方向がダイレクトに課題となり、インターネットが瞬時の情報交流を可能にしているいま、たたかいの主体は情報をとらえて自分で考え自分で判断した個々人が、自主的に形成していくものになっていく。そのための情報の提供やネットワークが、ますます重要になっていく。組織・団体の機能も、構成員が自主性を発揮するための、情報の提供、交流やコーディネートが中心になっていこう。

多くの組織・団体・運動に、時代に照応した脱皮と再構築が求められている。

自由法曹団有事法制阻止闘争本部が試みた、インターネットを駆使した「縦割り型を脱した闘争」とは、その模索のひとつなのである。

(田 中 隆)

「草の根」のたたかいと支部・団員の活動

自由法曹団の有事法制闘争は、全国の支部・団員がセンターの闘争本部と結びあって進めたたたかいだった。都道府県・地域・弁護士会・法律事務所などの活動と一体となった支部・団員の活動は、有事法制メーリングリスト(ML)を通じてリアルタイムで交流された。

これらのたたかいは抜きに、「草の根」から決起して結びあった有事法制闘争を語ることはで

きない。本稿では、有事法制MLに寄せられた「生の声」を交えながら、支部と団員、そして地域「草の根」がたたかった有事法制闘争をスケッチする。

なお、本稿で、>と<の間の部分はおおむねMLに寄せられたメールからの引用である。また、紙数の制限などからすべての活動を網羅できていないことを、おことわりしておく。

1 0 2 年 春 ・ ・ た た か い の は じ ま り

(1) 全団員への呼びかけとメーリングリスト

プッシュ政権がアフガニスタンへの報復戦争・空爆を開始し、小泉政権がインド洋に自衛隊を派遣し参戦してから4ヶ月が経過した。闘争本部が結成されてから2週間余の2月14日、団の有事法制メーリングリスト(ML)が始動した。

2月15日、全国活動者会議が招集され、団本部と闘争本部は全団員に向けて、有事法制阻止のために総力でたたかうことを訴えとともに、全国に向けて闘争宣言をだした。

有事立法については団には20年以上の闘争の積み重ねがある。全国の支部・団員も有事立法反対闘争の経験は豊富だ。闘争本部の役割は、情勢を伝えること、資料の提供と決起を促すことにある。若手の団員の決起を促すことも重要であった。

ここでMLの果たした役割は大きい。若手団員の間ではメールでのやりとりが頻繁である。情報は直ちに伝えられた。各地の、各事務所の有事法制への取組が飛び交った。

(2) 5 3 期 ・ 5 4 期 若手弁護士の活動

アフガニスタンへの報復戦争に対して、青法協では53期の若手・新人弁護士が中心となって動き出していた。2001年10月31日の朝日新聞に、アフガンへの武力攻撃反対、自衛隊の派遣反対の意見広告を出していた。ファックス・メールが全国に配信され、約2週間で5

00名から400万円の募金が集まったという。

2001年11月テロ特措法成立とともに弁護士となった54期は、「何か行動したい」との思いをメールで伝えあっていた。

アツという間に成立した特措法に対し、平和憲法の危機を感じた若手弁護士の動きは早かった。キアッチコピーをどのようにするか、分かりやすい表現をとの討論が若手を中心に広がった。

「私、行ってもいいですか」という標題のリーフレットは新聞「赤旗」でも「新人弁護士の平和活動」として紹介され、リーフは年内に完売した。12月8日には若手弁護士が中心となって、「アフガニスタンに平和を！法律家・市民のつどい」(法律家4団体主催)を成功させている。

これらの運動を経験した53期・54期の弁護士は、闘争本部のMLが動き出すと積極的に参加してくることになる。そして各地で様々な趣向をこらした有事法制反対の運動を展開し、情報を共有しあうことになった。

「ユウジって何？」という若者にどのように訴えるか、どのように訴えたら反応がよかったかなどという情報がやりとりされ、運動を競い合うことにもなった。

> 大山勇一@城北です。

昨日は、城北事務所の呼びかけで、池袋南口にて、有事法制反対の宣伝活動を行いました。事務所員14名(及び国民救援会3名)でピラを配布しましたが、受け取り状況はそれほど芳

しくはありませんでした。もっとも、演説終了後、握手を求めてくる市民も・・・。<
> 笹山尚人@東京法律事務所です。

ウチの事務所でも昨日四ッ谷駅頭で宣伝行動。こちらはわざわざ戻ってきて取りに来るような人もいて受け取りはよかったと思います。弁士がよかったか？(小部さんと私)・・・<

メーリングリストを見るのが楽しくなる。

(3) 動き出した反対運動

3月15日、日弁連理事会決議、法案が提出される前に日弁連が、反対の決議をしたのは異例であった。有事法制に対する日弁連対策本部の並々ならぬ決意が出ている。全国の反対運動に対する影響は大きかった。地域で訴えるにしても、反対しているとのインパクトは大きい。特に地方自治体が3月議会、6月議会で慎重・反対決議をするについて日弁連の決議のもつ影響は大きかった。

3月20日、国会議面集会に団東京支部小木幹事長らも参加。医療問題・ムネオ問題で全国から40万人分の署名が届いたとの報告がなされ、それらと競り合うほどに、有事法制問題の発言が続いた。全労連からの報告で、参加者の目の色が変わってきたとの報告があった。団東京支部が動き出した。団員が地域での中心的な役割を果たした。

法案の中身は依然として分からない。しかし、法案反対の出版物は刊行された。緊急出版ブックレット「有事法制 - だれのため？ なのため？」は、法案が出される前から、予想される法案の危険性を分かりやすく訴えた。そして、発行される前から宣伝され、注文は殺到した。02年3月21日のメールから。

> 吉田です。ブックレットがいよいよ3/25に出版されます。自由法曹団編・学習の友社出版でA5版70p・700円です。

是非、広くご活用ください。注文は団本部までですと以下の割引となります。

10～19部 送料無料

20～29部 1割引+送料無料

30～部 2割引+送料無料<

団ホームページでも紹介され、運動の広がりとともに団ホームページへのアクセス件数も鰻登りに増加してきた。

(4) 広がった学習会

> 02年3月21日 神奈川支部の森です。現在、横浜では3月31日投票の横浜市長選挙が行われています。そこで、神奈川憲法会議では、本日、有力市長候補者3名に有事法制についてアンケートを送りました。26日までに回答を求めました。自治体の役割を考えると、このような取り組みも必要かと思います。京都でも如何でしょうか。<

> 日時：2002年3月23日 21:26

鈴木敦士です

3月29日の夜、渋谷でCHANCE!の学習会の講師をやれるかたいませんか(3日間連続のうちの1日)。今回は、学習会という雰囲気ではなく、気楽な雰囲気です。看護婦など医療労働者と、客室乗務員とか運輸関係者と弁護士ないし学者といった、何人かのコメントーターを集めて、クイズをしたり質疑応答しながら有事法制を理解するという企画で、渋谷の道玄坂のなんとかというバーを貸し切ってやるそうです。<

各地でいろんな取組が行われ、運動は広がりだした。

団員による学習会も軌道に乗りだした。

3月25日学習会・青法協、憲法見張り番広島主催で弁護士、平和運動家など約30名が参加。講師は井上正信弁護士、今後の反対運動の取り組みにつき意見交換。まだまとまった動きにはなっていないが、参加者は街頭行動も含め反対運動に立ちあがる必要性を強調。

宮城では弁護士を無料で講師として派遣するとのピラを作成、弁護士など見たこともないという山奥まで出前学習会がもたれた。

2 広がったたたかい・それぞれの支部が動き出した

(1) 都道府県・地域での活動

各地の活動もどんどん寄せられた。

・埼玉支部

> 3 / 20 (水) 午後6時30分からの「有事法制阻止」講師養成学習会は、36名が参加し成功しました。<

・八王子合同法律事務所

> 3 / 20 「新ガイドラインに反対する八王子連絡会」主催の学習会(講師 - 上田耕一郎氏)は92名が参加し成功しました。<

・東京南部法律事務所

> 新ガイドラインに反対する大田連絡会は3 / 8 緊急学習会(講師 - 田中隆団員、19団体54名参加)を行い、有事法制に反対する運動を急速に強めることを確認。

3 / 21 (木) 2 ~ 5 には蒲田駅西口でロングラン宣伝を行い、16団体31名が参加。航空労組連絡会の代表も参加。ビラも800枚を配布し、署名も39筆集まりました。11名の弁士の訴えの中、強い風の中立ち止まって聞いている人、いったん通り過ぎてから戻ってきて署名してくれる人、話しかけてくる人も・・・<

・福岡支部

> 3 / 29、4 / 5 に福岡天神前で宣伝行動を予定 <

・宮城県支部

> 4 / 11 に一番町フォーラス前で宮城憲法会議と共に宣伝行動を予定 <

・大阪・きづがわ共同法律事務所

> 毎週木曜日12時30分に、大国町駅前にて宣伝行動 <

・北海道

> 3月に有事法制関連の学習会がすでに12回、3月30日に浅井基文講師で学習会を予定 有事法制講師団を結成 <

各地の運動が動き出した証として、緊急出版された「有事法制 だれのため? なのため?」への注文が、各地から殺到してきた。3月26日に書店に並んだが、27日に1000部に迫

る勢いであった。また4月1日に完成予定のタブロイドニュースの予約注文も3月26日で2400部に達した。

3月中に埼玉、福岡など各地で講師養成講座や学習会が開かれている。

闘争本部は、4月1日から10日までを有事法制全国一斉宣伝行動週間とした。第2回目の全国一斉宣伝行動である。団員が継続的に国民のなかに打って出ていった。タブロイドニュースを宣伝の武器として活用した。地域での反対連絡会が結成されだした。5月末までに全国で約280の地域連絡会が結成されている。北海道は212の自治体のうち、約60の地域で結成された。団員の活動が大きい。タブロイドニュースの注文は5月末で3万5000部を超えた。運動が地域に広がりだした。

6月、大阪連絡会は有事法制反対のビラを「朝日」「読売」などの折り込みを中心に府下全域に配付した。ビラには返信葉書がつけられ、約3000通に及ぶ一言が寄せられた。

(2) コント「こ(わ)いずみが吠える」

山口支部の団員は学習会でコントを発表して拍手喝采を浴び、講演(公演?)依頼が殺到した。以下、その一節。

.....

> 「独占インタビュー こ(わ)いずみが吠える」

ま: まつもと(インタビュー担当)

こ: こ(わ)いずみ首相

ま: みなさん、お待たせしました。ただいまより、憲法集会特別企画、「独占インタビュー こ(わ)いずみが吠える」を行います。それでは、さっそく、こ(わ)いずみ首相に登場していただきましょう。ソーリ、ソーリ、ソーリ!

こ: (登場) アイム、ソーリー。1年ぶりに憲法集会に登場する内閣総理大臣のこ(わ)いずみです。こ(わ)いずみ、単純一郎です。

こ: 日本が他の国から武力攻撃を受ける可能性? ないね。あるとしても万々万が一だね。アンパンマンが一じゃないぞ。万々万が一。以前、

自民党政府は、「ソ連が攻めてくる可能性」と言
って説明してたけど、残念ながら、冷戦が終
わって、それも言えなくなったし。

ま：あえて、攻めてくる可能性があるとするば、
どこですか？

こ：あえていえば、やはり近く。東京からいう
と、北西方面・・・、

ま：やはり、北朝鮮ですか？

こ：いや、新潟の田中真紀子。このあたりが一
番危ないね。

ま：(笑い-----間) 強力な武器を持っています
からね。

こ：涙だ！

ま：(笑い-----間) ソーリ、結局、どこかの国
が攻めてくる可能性は、ほとんどないのですね。
むしろ、以前より少なくなっている。それなの
に、なぜいま、有事法制なんですか？ これじ

ゃあ、まるで、ヤブから棒じゃないですか？

こ：そう、ヤブから棒なんだよ、有事法制は。
有事法制は、いわば、国民をたたく、憲法をた
たく棒だ。そしてその出所は、実は、ヤブなん
だよ。

ま：わかりませんね。ヤブって何ですか？

こ：イングリッシュ、プリーズ。ヤブを英語で
いって下さい。

ま：やぶ？ 英語で？ プッシュ？ ……こ
たえは、プッシュなんですか？ (以下、略) <
.....

MLに掲載されたこのコトは、各地の集會
や街頭宣伝で活用され、「ご当地バージョン」の
上演(!)も続けられた。

団員には有能な人が多い。

3 自治体からの決議、弁護士会も行動

(1) 地方自治体決議

02年4月1日、東京の国立・小金井で反対
する意見書が採択された。国立の反対意見書は
運動への大きな力となった。自治体への影響も
大きかった。

自由法曹団は新ガイドライン反対闘争のとき
から、全国の自治体に要請書を届け、自治体と
して反対するよう要請してきた。長野の自治体
は議会に郵送しただけで新ガイドラインに反対
してくれたところもあった。有事法制について
も全国の自治体へ要請することになった。

5月の連休明けに全支部宛要請文を発送し、
各支部が本部の要請に応えた。

京都支部はキャラバン隊を組んで自治体巡り
をした。大阪支部は地域ごとに担当者を決めて
自治体へ要請している。千葉では副知事に面會
して要請した。地方においては、団員が、地域
の連絡会の責任者として、また弁護士会として、
自由法曹団支部長としてなどなど様々な「顔」
を利用して自治体へ要請した。

5月19日、北海道支部の佐藤哲之支部長宛

に、士別市議会から、「貴殿より提出依頼があり
ました有事法制に関する意見書につき、市議
会で同趣旨の決議が可決され、関係行政庁に決議
書を送付した」旨の通知が送られてきた。

6月18日、岩手県の東山町議会から自由法
曹団の自治体要請書にもとづき「有事法制関連
三法案成立に反対する意見書」が採択され、内
閣総理大臣等に送付した旨通知が届いた。団本
部に自治体から通知が来たのは初めてである。

6月議会の始まった段階で60以上もの自治
体が慎重・反対決議を出した。最終的には70
0を越える自治体が慎重・反対決議をあげてい
る。

(2) 弁護士会決議・法律家の活動

法案提出後、弁護士会単位会での反対決議が相
次いだ。

5月の最初の段階で会長声明22。理事会決
議1(岩手)。総会決議1(埼玉)。このほかに
横浜弁護士会川崎支部総会決議が出た。団員が
弁護士会でも大きな働きをしていた。最終的には
52単位会のうち、大半の50の弁護士会が反

対の決議、声明をだすことになる。

工夫をこらした法律家の活動も進められた。

地域の弁護士有志でアピールを出し、自治体へ要請をした「有事法制関連3法案に反対する新宿に事務所を持つ弁護士のアピール」、自由法曹団北海道支部・青年法律家協会北海道支部・日本労働弁護団北海道ブロックの法律家3団体の代表が連名で「有事法制に反対する道内法律家3団体共同アピール」などなど。

団員が中心となって各地の弁護士会を動かした。弁護士会として市民集会を開き、地域の運動を起こした。会内で法案の説明会を開催し、会内合意づくりに努力し、ピラまきに弁護士を動員した。これまでピラまきなどしたことのない弁護士が団員と一緒にピラ配付をした。広島で、宮城で、秋田などなど各地で日弁連のピラが配布された。

6月5日、昼休み、大阪弁護士会主催の有事法案反対デモが行われた。参加者は約450名。会長、副会長らを先頭に、行進した。風船やひまわりの花で彩りを添え、ギターを持って参加した人もいた。

4 夏から秋へ・・・有事三法案廃案のために

(1) 秋のたたかひに向けて

通常国会で成立を阻止した闘いは、次に向かって討議がはじまった。

> これからの運動で何を訴えるか。城塚健之。

政府与党は、七月二三日、有事関連三法案を衆院有事法制特別委員会で継続審議とし、秋に予定されている臨時国会で「国民保護法制」の「輪郭」を示すとともに、野党の修正要求を受け入れて、来年の通常国会で成立させる方針であると報じられている(七月二四日付朝日新聞)。(中略)しかしながら、今国会での成立を阻止しえたのは、「何らかの有事法制は必要であるが、今回の有事法案は国民保護法制がないので欠陥である」とする反対論者(より完全な有事法制を求める立場)との一種の共闘関係が成立したからであることをリアルにみておく必要が

(3) 地域でも工夫をこらした活動

札幌、大通り公園でのリレートークでは、色とりどりの風船を用意し、見栄えのよい横断幕を用意し、マスコミ受けをも狙い、子どもも動員し、絵になるように趣向を凝らした。兵庫では、横断幕を用意し、花(ガーベラ)に「有事法制反対」のタグをつけて、団のリーフとともに配布した。特に女性には受けが良かった。お金をかけただけの効果はあったようだ。

京都では5月3日に続いて6月13日に円山野外音楽堂で「廃案にしよう、有事三法案。緊急京都集会」を持ち2800人が参加した。その後、「ピースウォーク」、24年ぶりの社共統一の集会が実現。女性ネットは浴衣姿での大宣伝。

東京では、7月23日、「有事三法案の廃案を」を一致点に、日民協が中心に、法律家団体、労働組合合計14の団体が共催した「7.23法律家、市民デモ」が行われた。

これらの仕掛けが暑い夏を乗り越え秋の闘いへと発展していった。

ある。この論者は、「国民保護法制」が具体化されればただちに有事法制賛成に転じてしまうことになる。したがって私たちは、「なぜ、今、政府が有事法制を必要としているのか」をもっと暴露していく必要がある(略)

「国内有事」を想定していないのだから、「国民保護法制」なんて当面必要性がなかった。だから先送りでもよかったのである。

このようにみると、「私は戦争で死にたくない」とか「教え子を戦場に行かせない」では現代の有事法制には対抗できない。そうではなく、アメリカが他国を殴るのに日本が加担してよいのか、が問われているのである。<

何を訴えたらよいのか、各支部で、多くの団体で真剣な議論が行われている。各地で議論は進んだ。

(2) 臨時国会と日弁連パレード

秋の臨時国会では継続審議のまま、政府与党の表だった動きはないが、民主党への水面下の工作は進んだ。

> 02年9月22日小野寺義象です。仙台弁護士会でも有事法制対策委員会ができました。委員長には弁護士会会長が就任します。具体的取組みなど決まりましたら、改めてご紹介します。<

弁護士会単位会でも対策本部が設置されてきた。各地で団員が中心となり運動を広げる努力が続いている。

日弁連は臨時国会冒頭の10月23日に弁護士の1000名のパレードを企画した。団員ががんばって取り組まないと1000名は難しい。> 02年10月2日 大山です。

期を横断した有事法制反対パレードの後の有事法制学習会を企画しています。50期から53期の弁護士が、「有事法制について学ぶ若手弁護士の会」を立ち上げ、パレードへの参加と学習会への結集を呼びかけています。

有事法制反対パレード&有事法制学習会へのお誘い

- パレード 日本弁護士連合会 主催 -

- 学習会 日弁連・有事法制対策実行委員会 協賛 -

先の国会で、いったんは成立を阻止した有事法制3法案が、再び秋の臨時国会で審議されようとしています。国民生活を不当に圧迫し、軍事優先の社会作りを進めかねない危険なこの有事法制に対して、日弁連が法律家の立場から、反対の声をあげます。

パレードしようよ！特に、若手弁護士の皆様のご参加を心からお待ちしております。

有事法制について学ぼう！ <

首都圏の事務所では「事務所を閉めて参加」の動きが広まった。団本部からのメール。

> 10月23日の日弁連弁護士パレードについて、渋谷共同法律事務所から連絡がありました。当日は、留守番ひとりを残して所員13人参加するとのことでした。

1000人規模のパレードでしょうから、都内の事務所は渋谷共同法律事務所並の参加が必要かとも思われます。 <

10月23日、東京でのパレードに名古屋支部、京都支部、大坂支部、北海道、広島からも参加した。1000名のパレードは大成功だった。

> 中野です。

1 本日のパレードは、参加者約950名とのこと。用意した風船1000個がなくなった(ただし、50個は一度に空に舞い上がった)。

2 その後の議員要請行動は、約50名の参加で180名の議員を訪ねました。

今日空に消えていった風船のように有事法案もはやく無くなればとの思いです。民主党は請願の受付にきて、廃案めざしてがんばるとの挨拶をしていましたが、内部では特に40代の議員に軍事力を行使することにためらいもない人たちが多く、この層が自民党の若手グループとの連携を強めているとのことです。

委員会での審議見込みはいまのところ未定とのことですが、当面安保委員会で、北朝鮮問題が取り上げられ、ここから水面下での修正協議がしかれる危険が高いのではないかとの見方がありました。 <

情勢は、政府与党と民主党との修正協議を阻止することが法案の成立を阻止することでもあった。そのためには、広く国民に訴えることが必要であった。

> 秋田辺見庸講演会に 1100 人：2002 年 10 月 30 日

秋田でも、「有事法制の廃案をめざす共同行動事務局」というので、(昔風にいうと、社共の労組と市民)共同アピールや、講演会を企画しました。平日の夜で、しかも、当日は横殴りの冷たい雨が吹くという最悪の状況でしたが、幸い、目標の人数を達成できました。秋田大学の学生が、辺見さんのお話に感銘を受けてこれからの行動に考えたいと発言しているのを見て、涙が出そうになりました。虻川 高範 <

(3) ブッシュ・ドクトリンのもとで

単独行動主義、先制攻撃を宣言したブッシュ・ドクトリン（国家安全保障戦略）訳文が松島暁団員から紹介された。- 脅威が米国の国境に達するよりも前に探知し、破壊することで、米国民と我々の国内外での利益を防衛する。米国は国際社会の支持を得るために努力を継続するが、必要とあれば、単独行動をためらわず、先制する形で自衛権を行使する。

このような戦略のブッシュの戦争に日本が参

5 0 3 年春・・イラク攻撃反対の大きなうねり

(1) 民衆が戦争を止められる！

イラク戦争をめぐって世界で攻防が繰り返されるなか、3月8日には4万人が参加したワールドピースナウが行われた。市民や若者のいぶきに触れたメールが続く。

> 世界の偉大な民衆の力は必ず戦争を止めることができる！本日、そう確信しました。イラクの子供を殺すな！最後まであきらめず、自分にできることをしたいです。神原 <

次は神原団員が転送紹介したメール。

> 新橋、銀座と繁華街を通過して、東京駅そばの解散地点についたときには声が枯れ果てていました。主催者発表で参加者は4万人。欧米の数十万人に比べれば少ないかもしれないけど、運動を組織するという事に慣れてない人たちが呼びかけたデモであることを考えれば、これだけよく集まったと思う。（中略）

ブッシュさんは来週から攻撃開始と言ってるみたいだけど、あきらめるのはまだ早い！全世界の名も無き市民の連帯を信じて、イラク攻撃反対の声を挙げよう！

以上少々ハイになっている永野がお伝えしました。 <

> 齊藤です

いやあ、昨日の野音は熱かったですよ。敗訴者負担の集会がクレオで4時30分まででしたが、4時30分から野音に行ったらきっと集会もデモも終わっているに違いないと思い、敗訴

加することになるのか。とんでもないという声広がった。

> 02年12月3日 兵庫県支部の西田です。昨日、兵庫県弁護士会の有事法制対策本部の学習会があり、大阪の竹村弁護士を講師に招き行いました。20名弱の参加でしたが、参加者からは有事法制の問題点が良く分かった、絶対廃案にしなければ、というような感想がありました。特に、団員以外の会員。 <

者負担の集会の1部が終わった3時30分頃野音に直行。

しかし、野音の回りには延々と会場に入りきれない人の輪があって、しかもいつもの労働組合の腹の出たオッチャン（失礼！）が主流ではなく、圧倒的に若い人たちが主流で、私はなんか目が回りそうな雰囲気でした。

公道までたどり着いたのはデモ出発の時間から1時間もたってからでした。ちょっとしか歩けなかったけど、全然組織だったデモでもなかったけど、手に手にプラカードを掲げて、みんなで「戦争だけは反対」と叫んでとても楽しいデモでした。8日は全国で10万人以上の人が行動に参加したとの報道です。米英の掲げる17日の猶予期間まで、緊急にできることをしませんか。米英の在日大使館や、小泉宛のファックス、メール仕事の合間にできることでもやりましょう。事務所単位でも、個人でも。 <

> 03年3月10日

伊藤です。みなさんの御報告メールのとおり、3/8はとってもすごかったですよ！

デモは初めて、という人、若い人がたくさんいました。組織動員なしに4万人の市民が参加した、日本の平和運動史上歴史的な日になったと思います。

3/8午前中1時間マリオン前の宣伝行動にも参加しましたが、ここでも1時間で190のブッシュ・小泉宛署名が集まりました。

3 / 17以降がXデーと言われています。この1週間が歴史的にとっても重要です。3 / 15をはじめ、みんなでがんばって戦争をとめましょう！！ <

(2) イラク非戦の運動と結んで

イラク情勢が緊迫するなかで、闘争本部は、「Fax・Mailを、街頭へ、法律家として声を上げよう」との緊急行動提起を、全国各支部・各事務所に提起した。

アメリカのイラク攻撃阻止法律家6団体(国法協、日民協、青法協、反核法律、民科法律部会、団)共同行動の第3弾として、国会両議院宛て請願運動の緊急提起にも応えた。

このころの各地域での運動は様々な工夫をこらしている。急速に運動はもりあがっている。

> 埼玉東部法律事務所です。署名と「平和の鳩」をシールで埋める行動を提起しました。高校生等を中心にそれなりの反応がありました。埼玉弁護士会は、19日、弁護士会独自のチラシ配布を企画しています。<

> 大川原です。本日の夕方、約1時間ですが池袋西口において「アメリカによるイラク戦争(攻撃)反対」ということで事務所単位での宣伝行動を行いました。<

> 名古屋南部法律事務所事務局の堀切です。

3 / 14 (金) 午後12時30分から午後5時まで、名古屋市熱田区の名鉄神宮駅前にてアメリカによるイラク攻撃反対の街頭宣伝行動を行いました。「ブッシュに手紙を出そう」をキャッチフレーズにして、反戦・平和をテーマにしたロゴ入りのシールを作成し、そこに賛同者に名前を記入してもらい、シールを手紙に貼ってもらうという方法で、戦争反対の声を集めました。342人分もの「戦争反対の意志」が集まりました。当地の小野万里子弁護士が2月にイラクに行き、そのときに撮影したイラクの子供たちの写真を掲示したのですが、それも通行人の目を引いたようです。<

> 川崎合同法律事務所を中心とする神奈川支部は、平和と民主市議を守る川崎連絡会と共同で

川崎駅頭でイラク攻撃反対を宣伝しました。3月7日に査察団の報告があることを見越して3日と11日に宣伝しました。3日はピラは1時間で400枚でしたが、11日はイラク攻撃の危機の高まりを反映して700枚が40分ほどでなくなりました。危機の進展に連れて市民の反戦意識は高まっているようです。<

イラク攻撃がせまるなかで、市民の行動が多彩に企画された。その紹介メール。

> イラクへの武力攻撃が迫った3月15日からの運動のうねりはすごい。

--ピースマーチ---

○名称 平和を願う日本の良心を いま世界に3・15大行動 NO WAR ON IRAQ! STOP有事法制(仮称)

○日時 3月15日(土)午後1時30分開会 集会後、銀座大パレード。

イラクと朝鮮半島に平和を! ブッシュ・小泉の戦争政策を許さない! 3・15日韓連帯アクション(東京)。

STOP WAR! WORLD ACTION 3・15

とき 3月15日(土)午後5時~ リレーアピール午後6時~ 渋谷1周のピースウォーク

3月21日(金曜日)祝日13時 芝公園(東京タワー近く)集合 ピースパレード出発 <

中央での動きに呼応して、各地で党派を越えた市民の動きがあった。これまで何かしたいのにどうしていいかわからないという若者が、街に飛び出し、歩き出した。歌い出した。地域では党派を越えた協同の運動が若者を中心に広がった。

> 京都の3・15行動の報告 岩佐英夫

京都では、「イラク攻撃をとめよう。歩こう世界の人々とともに」03、3・15ピースウォークが4000人の参加で大成功。バギー車を押しながら赤ちゃんと共に参加した若いお母さん、「子供は戦争に反対です。大人は戦争をしないで。」とシュプレッヒコールの音頭をとる小

学生。<

(3) マスメディアへ、アメリカ大使館へ

マスコミをなんとかしたいという思いはみな持っていた。新聞社、放送局宛てメールを送る運動も行われた。

> 伊藤です。有事本部で、マスコミ対策について議論されていますが、市民の中では、活発にメディア報道に意見を集中させる動きが盛んになっています。

「メディアにメディアリテラシーを」というキャンペーンです。朝日の「フセインは去れ」社説に対しても、市民からの批判メールが集中しました。このような動きがメディアを変えたいと思います。<

アメリカ大使館などへの要請・抗議も続く。

> 03年3月18日 名古屋南部法律事務所事務局です。

先日当MLにて報告した、3月14日のイラク攻撃反対宣伝にて集まった、ブッシュへの手紙(賛同者350名)を、今日午前、在名古屋アメリカ領事館に持って行きました。平和諸団体との共同で、名古屋中心部の栄からパレードを行いました。在名古屋のマスコミはほぼ全社が取材に来ていました。竹内平弁護士が「事態

が急迫している。わたしたちの声を是非聞いてほしい。直接声を届けたい。」とねばり強くインターホン越しにお願いしたところ、明日(19日)会うことができるとの約束をとりつけることができました。<

3月20日、米軍はイラクへの攻撃を開始した。その日、日弁連はイラク・北朝鮮問題でシンポジウムを開催。クレオは満員の入り。

> 3月20日クレオ集会のあとに米大使館へ行きましょう!伊藤和子です。

ご承知のとおり、ブッシュは国際世論を無視してイラク戦争に突き進もうとしています。攻撃は20日、21日頃開始とされています。人類に対する犯罪です。

20日夕方から日弁連で有事法制の集会が行われますが、その後有志でアメリカ大使館に行きませんか?おおげさじゃなくても、私たちひとりひとりの声を示す要請・抗議行動をしませんか?<

この呼びかけは日弁連シンポの司会者からも紹介され、数十名の弁護士・市民が大使館に向かった。その夜の大使館周辺はまさに「戒厳令」

6 国会情勢緊迫!最後までねばり強く・・・

(1) 緊急国会行動と地元議員要請

3月下旬、国会情勢が急変し、「密室談合合意」の「修正成立」になだれ込んだ。

情勢の節目節目に国会要請行動が組まれた。闘争本部からの緊急の要請に対し東京近県の団員は何とか都合をつけてはせ参じた。その集まり具合はまさに阿吽の呼吸と言えようか。ここは本部が必要としているという時は不思議と集まった。そして国会に参集した団員は、その状況を地域に伝えた。

> 03年5月6日・埼玉の佐々木です。5月13日の国会要請には、現時点で最低2名、さらに、団内に募っている途中です。

5月24日 上田耕一郎氏講演会 憲法会議

主催 300人の入れ物。

6月11日 辺見庸氏講演会 弁護士会主催 1000人の入れ物を予定しています。<

> 03年5月10日 宮城県支部の小野寺義象です。自由法曹団宮城県支部として、宮城県選出の民主党国会議員に有事法制に関する要請を行いましたので、報告します。5月7日に、私と北見弁護士の2名で、仙台市内の桜井充、今野東、岡崎トミ子の3氏の事務所を訪問し、要請書を手渡し、趣旨説明をしました。その他の議員(日野市朗、鎌田さゆり、安住淳、大石正光の4氏)は、要請書を地元事務所と東京事務所の双方にFAXしました。<

> 03年5月29日 大阪弁護士会の取り組みをこ

報告します。

大阪弁護士会有事法制問題対策本部では、独自にリーフレットを作成、これを撒いて宣伝活動をしています。成見団員のイラスト入りで、若手が編集、7000部作成しましたが、好評(?)につき、5000部増刷しました。

5月20日(火)午後6時30分から扇町公園で開かれた「有事関連法案を廃案に!5.20大阪集会」(報道では6000人参加)でこれを撒きました。弁護士にとっては、必ずしもロケーションは良くはないのですが、約20名が参加、上記リーフ2000枚を撒きました。5月28日(火)午後5時から6時、淀屋橋と天満橋の駅頭で、リーフレットを撒きました。各10名以上が参加、ハンドマイクでの宣伝を背景に、各1000枚を頒布しました。5月31日(土)と6月7日(土)を中心に、在阪の参院議員事務所などに申入れ活動を計画しています。中西裕人<

5月20日から始まった参議院での有事3法案の審議は、与党3党に加え民主党・自由党が法案賛成にまわっていることから急ピッチで進んだ。早ければ6月6日には本会議採決も予測された。そのなかで最後の最後まで反対の運動は進められた。

闘争本部は6月5日に最後の国会行動を設定し、「有事三法案・最後の重大局面 6月5日は国会へ!」と行動提起。当日の要請行動には、公害総行動の原告が70数名参加。兵庫・大阪・京都・神奈川・埼玉などの団員も参加。最大規模の国会議員要請となった。

> みなさんに情報提供のお願いです。

6/5(要請行動後)に、国会その他日比谷などで、有事法制関係の集会、企画がありましたら情報いただけませんか?新人事務局(第一)も参加するようなので、いろいろと見聞してもらいたいと思ってます。これからの運動に必ず+になると思うので。いかんせん、愛知では東京の情報には疎くならざるをえません。誰か情報提供お願いします。

2003/06/04(水)名古屋南部法律事務所 事務

局 堀切幸寛 <

(2) 有事三法強行のもとで

闘争を最後までやりきる、その力が次へと続く。6月6日有事法制成立。成立しても団員はめげてはいない。これから国民保護法と称する国民動員法、米軍支援法、さらには自衛隊恒久派遣法にいたるまで、有事関連法につらなる法案は目白おしである。これからの闘いに向けて意気は高い。

> 03年6月17日 にひ@沖縄です。今日午後、金武町の現地を調査してきました。本当に許すことのできない事件です。基地のなかに在らざるを得ない沖縄の切なさや怒りを体感した一日でした。有事・闘争本部の皆さん、本当にお疲れさまでした。各戦線に散っても、このMLの蓄積と団結を大事に、ともに頑張りましょう。<
> 03年6月26日 団事務局・阿部です。イラク特措法阻止の取り組みについて紹介します。

6月27日(金)午後2時~4時 緊急院内学習集会。

6月27日(金)午後5時~6時 東京有楽町マリオン前街頭宣伝行動(有事法制反対連絡センター主催)

どなたか可能な方おりましたら弁士をお願いできませんでしょうか。

7月2日(水)午前12時15分~(衆院議面集合) 国会行動(傍聴、議員要請等)

7月2日(水)午後6時30分~

緊急集会(日比谷野音) <

> 大阪でも・6月28日 住吉で自転車パレード 6月30日 豊中で写真家の森住卓さんを招き講演会 7月1日 北区で学習会 7月2日 扇町公園で緊急集会 <

> 03年6月28日 伊藤です。アフガニスタン国際民衆法廷にピーター・アーリンダーさんが、判事としてご参加いただけることになりました。その関係で、ピーターさんは、7月21日近辺に来日される予定です。ちなみに、判事はほかに、水島朝穂、新倉修、ロバート・イアン・アクロイド、ニルーファ・バグワットの各氏です。

アフガン法廷の詳細は団通信に投稿しますので
よろしくお願ひします。<

>03年7月13日 7月12日(土)イラク特措
法反対の講演会を法律家3団体共催で持ちまし
た。団本部の山崎事務局次長(川越法律事務所)
に特措法の解説、人間の盾としてバクダット陥
落の2日後まで現地にいた相澤氏の写真とビデ
オを交えた現地報告を受けました。しっかりと
地に足をつけたねばり強い行動を続けることの
必要を痛感しています。青木努(埼玉中央法律
事務所)<

>03年7月17日 兵庫県支部の西田です。6月
28日、兵庫県弁護士会の有志(団員も数多く
加入)で組織する会派(爽風会)が主催する、
辺見庸氏の講演会は、市民や弁護士も含む50

0名の参加となりました。兵庫県弁護士会の有
事法制問題対策本部主催の市民集会在、7月1
4日に開催されました。タイトルは、「武力によ
らない平和を考える市民の集い」です。内容は、
立命館大学の徐勝(ソ・スン)教授の講演(タ
イトルは、東北アジア時代と日本の選択 - 戦争
か?平和か?)でした。<

有事三法強行から3ヶ月。違法で非道なイラ
ク戦争の真実を刻々と明らかにし続けている。
それは侵略のための有事法制への告発でもある。
往くべきは平和の道。

「草の根」と結んだ支部と団員の地に足のつ
いたねばり強いたたかいは、いまでも続けられて
いる。

(平 和 元)

それぞれの戦線でのたたかい

有事三法案やイラク戦争をめぐることは、さまざまな階層、団体、個人が大きな反対運動を繰り広げた。20労組・宗教者を中心とした行動が続き、若者たちが中心になったワールドピースナウが展開され、日弁連も最後まで反対の戦線を崩さなかった。全労連などが中心になった「有事法制は許さない！運動推進連絡センター」は議面要請等を反復して膨大な反対署名を提出し、学者・研究者、知識人・文化人、マスメディア関係者らがそれぞれ呼びかけた集会なども繰り返された。

第1 宗教者と20労組の共同行動

(1) 4年来の記憶

有事法制反対のたたかいに着手したときから、99年5月21日、明治公園が5万人の人々に埋まった大集会の感動が頭を離れなかった。この年、「野党」公明党が急激に右ハンドルを切り、5月24日、与党少数の参議院で周辺事態法が成立した。共同を求める国民の声は、共産党を含む野党共闘を実現し、国会外では宗教者と陸海空港湾労組20団体（20労組）と宗教者の呼びかけによる、「戦争法反対」一点の一致による潮流間の壁をこえた集会として結実した。80年代以降経験できなかった質量をもった集会であった。最後の土壇場で実現した大同団結であったが、ただ一回の思い出として終わることなく、以後たたかいの陣地の出発となってほしい、誰もがそのことを願った。

自由法曹団はこのときは集会当日の参加にとどまった。

(2) 出発

02年2月、日本山妙法寺武田隆雄上人、日本キリスト教協議会大津健一氏から、「有事法制」に反対する交流・懇談会が呼びかけられた。有事法制反対運動の共同の出発になるものと考えられ、闘争本部から複数名で2月28日の交流・懇談会に顔を出した。日頃つき合いのない

中央レベル・全国レベルにとどまらず、都道府県レベルや地域レベルでも多様な共同や多彩な行動が展開され、自由法曹団と団員はそれぞれの行動にかかわり続けた。

ここでは、有事法制闘争を通じて最も特徴的な活動を展開し、闘争全体にも大きなインパクトを与えた20労組・宗教者の共同行動、若者たちとワールドピースナウ、日弁連・弁護士会の反対運動を、運動に関わった立場からスケッチする。

共同行動

さまざまな団体が参加していた。有事法制に対する危機意識は高く、一刻も早い立ち上がりの必要性を強調する声が相次いだ。

問題はその核にどこが座るかであった。呼びかけ文には「様々な立場の違いを超えて有事法制に反対する人々の幅広い共同の場を作り」となっているものの、そのことの追求は容易なことではない。今後の事務局的な団体にどこが加わるのかをめぐる議論となった。自由法曹団についていえば異論も出た。意見交換の結果、日民協、青法協会弁学合同部会、国法協、団の法律家4団体として参加することなら一致できそうとの雰囲気となった。

2月26日、20労組が、「周辺事態法を発動する『有事法制』に反対し、幅広い共同行動を呼びかけます」声明を出した。20労組は、団結の結節となった99年の明治公園大集会の一致点「自らの『いのちと安全』を脅かす戦争法の発動を許さず、自らが加害者になることも被害者になることも拒否する」ことを改めて決意することから共同行動の呼びかけ人になることの内部了解をとった。

(3) 立ち上げ

この共同行動の追求の会合には、闘争本部から、本部事務局長中野直樹が参加することにな

った。早速、他の3法律家団体の了解をとった。

3月20日、2度目の交流・懇談会が開かれ、共同行動の呼びかけ主体をどうするかをめぐって論議した。いろいろな団体に配慮して、当面、20労組、平和を実現するキリスト者ネット、日本山妙法寺の3者とすることに落ち着いた。

事務局団体には、この3団体に加え、「テロにも報復に戦争にも反対・市民緊急行動」、「沖縄一坪反戦地主会関東ブロック」が確定した。労働団体として、全労連、全労協さらにはMIC、全建総連に呼びかけることになった。法律家団体代表として自由法曹団が参加することが正式に承認された。さらに、アメリカによるアフガン攻撃に対しピースウォーク行動を中心に反戦の声をあげている若者のグループ CHANCE や連合婦人部・創価学会婦人部も含め47団体加盟している国際婦人年連絡協議会への参加呼びかけを行うことが確認された。4・19日比谷野音集會を第一弾の大集会と位置づけた。

99年の枠組みを格段に拡げていかないとこの闘争は勝てないということを共通の自覚として踏み出した。

(4) 共同行動の開始

4月3日昼国会前集会、法案提出前日の4月16日に2度目の国会前抗議集会を開いた。

4月19日、日比谷野音は5千人の参加者に溢れた。この壇上から、日弁連を代表して川中宏副会長が挨拶された。4・19集会構想が生まれた当初から日弁連のあいさつを実現したいとの声が聞かれ、団に日弁連への要請の役割が与えられ、それを現実化することができた。このことは歩みだしにおいて関係者を大いに鼓舞することになった。そして団の信頼も高まった。

(5) 大集会の連弾

「STOP! 有事法制」4・19集会はホップであった。以後、同名称で、5・24大集会(明治公園)4万人、6・16全国大集会(代々木公園)6万人にジャンプしていった。3ヶ月の間にこの規模の大集会を連続してやりのけたことは前代未聞の快挙だろう。それぞれの集會ご

とに、新しい拡がりも追求した。

国会前共同行動も、5月21~23日、29日、31日、7月23日と実施された。これらの取り組みは全国を大きく励まし、各地でも幅広い共同行動が実現していった。

これらの取り組みをするなかで、キリスト教者や市民団体さらに CHANCE のメンバーから、集會会場に労組の旗が林立することが一般市民の参加をためらわせているとの指摘がなされた。

(6) 自由法曹団の意見書づくりへの協力

闘争本部は、02年夏から秋にかけて、分野別の意見書を2本作成した。この際、海運、航空、港湾、気象などの分野で20労組の関係者から資料の提供とアドバイスを受けた。各団体に団の出版物や意見書を贈呈した。

(7) 転機 反戦運動に向きあって

02年秋、イラク攻撃反対が平和運動のローガンになり始めた。キリスト者や市民団体もそれぞれイラク反戦で動き始めた。

次第に、バラバラの反戦・非戦運動が大同団結する仕掛けづくりが求められた。共同行動の事務局会議でも、有事法制に加えて、イラク攻撃反対を一致点とすることができないかどうか提起され、真剣に論議された。誰もがそう期待した。おそらく中心でがんばってきている20労組の幹部も、自分たちが主体として期待されているとの責任認識を十分にもっていた。しかし、20労組としてはそこまで踏み切れなかった。中心メンバーは内部の団結の点から、有事法制反対の一点での共同の一線を踏み出すことができなかった。

この時点で、20労組と宗教者が、イラク反戦運動の大同団結を呼びかけていたら、その後の運動に違った展開があったらうか。もともと世界規模でおこったイラク反戦・非戦運動は労組の枠組みに収まりようもない性格のものであったかもしれない。

しかし、有事法制よりも反戦・非戦が国民の関心をとらえ、有事法制の反対運動に主体的にかかわってきた団体・個人もイラク問題を前面

に出して有事法制を訴えていくスタイルをとり始めた情勢のもとで、宗教者と20労組が、イラク攻撃反対の共同行動を発信できなかったことは、客観的には運動に「遅れた」ことになってしまった。そのことが、それまでの結集点としてのインパクトを薄れさせた印象を与えた。

秋以降の共同行動は、12月1日に明治公園集会(2万5千人) 03年3・21日比谷野音集会(5千人) 4・8緊急院内集会(2百人) 6・5議員激励集会(星陵会館・3百人) 5・23明治公園大集会(3万人) 6・10日比谷野音集会(5千人) 国会前行動(10月23日、11月2日~28日、03年4月15~18日、

22日、24日、5月13~15日)。

(8) 新たな共同の模索と萌芽

以前はせいぜいメッセージの交換ぐらいしか出来ていなかった、連合系の「フォーラム平和・人権・環境」(平和フォーラム)主催の集会に20労組として参加したり、代表あいさつを行ったり(3回) 逆に平和フォーラムから、20労組の国会前集会であいさつをもらったりするような、新たな連帯関係が作り出された。日本ペンクラブや12月13日集会を行った小田実氏らの文化人との連帯も積極的に追求された。

これからの有事法制発動阻止の運動の土台は確実に広がっている。

(中 野 直 樹)

第2 若者たちとワールドピースナウ

1 “ワールドピースナウ”という運動について何か書け、というのが私に割り振られた任務である。ワールドピースナウは、アメリカによるイラク攻撃に反対すべく組まれた国内の一連のデモの主催グループで、チャンス、ピースポート、許すな! 憲法改悪・市民連絡会など、33以上の団体の連合体をいう。

私は、ワールドピースナウが主催したデモの一参加者に過ぎず、この運動を評論したり、総括したりすることはできない。ここでは、このデモに参加して感じ取った「時代の息吹」のようなものをお伝えしたい。

2 “偉大な民衆の力は、必ず戦争を止める! 本日、そう確信しました。”

有事法制メーリングリストに、いささか昂揚したメールを流したのは、3月8日のワールドピースナウ・デモに参加した直後だったかと記憶している。

日比谷公園を埋めた4万人の熱気はすごかった。「戦争反対!」誰かが叫ぶと、すぐ誰かがこれに唱和した。デモ参加者が掲げるプラカードは手製のものが多く、色とりどりのボードに「殺し合いは止めて下さい。」とか、「イラクの赤ん

若い反戦世代の誕生

坊を殺さないで!」とか、自分の素直な気持ちを表現したものばかりだった。

世代も服装も多様だ。20代、30代の参加者がかなり多い。高校生と見られる参加者は顔になにやらペインティングをしており、サッカーの応援に行くみたいだ。

仮装行列のような格好をした奴もいる。子供を乳母車に乗せた若いお母さんも参加しており、子供がぐずっていたりするの、また楽しい。なにかピクニックにいくような呑気さもある。そうかと思えば、思い詰めた顔つきのアラブ人がイラク国旗を持って混じっていたり、政党や組合の旗をもった人達も混じっていたりする。

人々は、多くインターネット上の呼びかけに応じて集まってきた。日比谷公園入り口から日比谷野音まで人の列ができると、焼きそばやフランクフルトが売られ、人々はかぶりついた。沖縄民謡のグループが勇壮な太鼓と踊りを披露しており、周りに人だかりができていた。

混然とした中でも、不思議な連帯感があつた。私は5月集会報告に書いた。“あのとき、世界はひとつになった。あのとき、世界の人々はみんな家族だった。イラクの子どもたちは私たちの

子どもたちであり、イラクの母親は私たちの母親だった。”

3 世界1000万人の人々がデモに参加し、イラク反戦ウエーブが世界を周回した。動揺した英国首相は、ブッシュ大統領と距離を置き始めた。国連安保理では、小国に米国よりの投票をさせるべく、しばしば買収や脅迫が行われたが、安保理事国の多くは屈しなかった。米国の一国主義を批判する仏外相の演説は安保理で喝采を浴び、米国代表はしばしば立ち往生した。そう、民衆の力が、国連を、安保理を、そして世界を動かしはじめたのだ。

今年2月のニューヨークでの50万人デモのあと、ニューヨークタイムズは「世界には2つのスーパーパワーしかなくなった。1つは合衆国で、1つは“市民社会”だ」と書いた。3月20日、安保理新決議を断念した米国は、イラク開戦に踏み切った。イラク開戦にお墨付きを与えなかったのは、米国一国主義に対する国際世論の勝利であり、地球市民社会の勝利であった。

4月10日、バクダットは陥落した。ところが、米国の勝利宣言後も反米抵抗運動が続き、湾岸戦争を超える死者を記録した。

8月に入ると、デメロ国連事務総長特別代表が暗殺される事態となった。米国が戦争の根拠とした“大量破壊兵器”は現時点でも発見されておらず、米国の暴走に対する風当たりはますます強くなっている。8月にある米国人から聞いたところによれば、ブッシュの支持率は4月以降急落し、既に来年の再選は危ぶまれる状況になっているという。市民社会が合衆国を揺さぶりはじめたことは確かなようである。

4 4月13日、統一地方選挙。革新は大幅に退潮し、右翼の石原が300万票を集めた。私の地元川崎市川崎区では共産党が現役3議席中、2議席を失った。イラク戦争を支援するイラク特別措置法が国会を通過し、憲法改正自民党案作成を指示する小泉首相は、相変わらず高い支持率を維持している。世界を揺さぶった“市民

社会”は、日本には存在しないのだろうか。

“ワールドピースナウ”に参加した人々、特に若者らの生態は、NGOピースボートの事務局を訪ねると、垣間見ることができる。全体会議である“金曜会議”では、“くつ箱の整理整頓”から、“アンチ・グローバルイゼーション”“投票の呼びかけ”まで、様々なアピールがなされる。持ち時間制で、時間を使い果たすとゴングが鳴らされる。短時間に効果的なアピールをしなければならない。長くて分かりにくい話（我々弁護士の話はそうなりがちだが。）は嫌われる。

私も田中隆弁護士とともに“金曜会議”に出席し、“有事法制反対”のアピールをさせて頂いた。若者たちは一様に、“知らなかった。”“それはひどい。”“何かしたい。”という反応だったと思う。ピースボードでは、その後、早大助教授を招いて勉強会をする等をしたようである。

5月、ワールドピースナウに集った人々が有事法制反対デモを組織し始めた。6月5日の国会行動では、国会前に多くの若者が詰めかけていた。そのなかには、ワールドピースナウのバッジをつけた子も見受けられた。

5 7月末、私はピースボートに乗り込み、大西洋を船で渡った。直接の名目は、私が別にやっている「アフガニスタン国際戦犯民衆法廷」運動を紹介させてもらう、という目的だったが、ピースボートに代表される国際NGOを深く知りたいという気持ちもあった。

船上では、国連に関する大学教授の講座や、海外のNGOスタッフを招いた各種講座が開かれる。私も「アフガニスタン民衆法廷」講座をやることにした。そのとき、出席してくれた若者に請われ、「超初級！誰でも分かる有事法制」という講座を、下船の前日、急遽やることになる。（ちなみに、一緒に乗り込んだ田部弁護士は、「コスタリカ入門講座」をやっていた。）

夕食後、酒も入った午後10時、誰も来ないと思っていたのに、参加者は50人を超える大盛況となった（ちなみに全乗船者は800人ほどである。）。参加者は若い世代ばかり、私の話

を熱心に聞き、有事法制に対する“怒り”を共有してくれた。そして、日本に帰ったら、ピースポートでの経験を国内で発信していこう、と誓い合った。

6 法律家が今後、ピースポート等のNGOとどう連帯していけるか。今回、ピースポートに乗船して改めて気付いたのは、若者は知識がなく、それゆえ非常に知識にどん欲であるということである。国際法の基礎知識や、有事法制の話など、若者らは目を輝かせて聞いていた。

そして、ピースポートのスタッフらは、平和教育の分野で努力を続けており、そのノウハウ

や人脈が、時としてワールドピースナウのような活動に結びつくのだろう。平和教育という視点には、法律家も大いに学ぶべき点がある。

自由法曹団の活動でも平和教育は位置づけられてきた。特に“有事法制出前勉強会”は正しい企画だったと思う。若者の教育という分野で、NGOと共同できる部分は大いにある。

7 イラク反戦も有事法制反対も、一過性のものにしてはならない。特にイラク反戦を担った世代をどう国内問題につないでいくか、今後、奮闘すべき分野である。

(神 原 元)

第3 日 弁 連 ・ 弁 護 士 会 の 有 事 法 制 阻 止 闘 争

1 性急・拙速の提出に反対 - とりくみの口火
日弁連有事法制問題対策本部の発足は、2002年5月9日であった。

これに先だつ同年3月15日の理事会で、日弁連は「有事法制」法案の国会上程に反対する決議を採択した。会内外の賛否両論が予想される法案について、なぜいち早くこの決議にこぎつけることができたのか。

1999年11月、日弁連人権委員会は同委員会内に、周辺事態法及び有事法制等調査研究委員会を設置して、有事法制などの調査研究を開始した。周辺事態法反対意見書の作成を通じて、有事法制法案の登場必至、とみてのこと、であった。「今振り返ってみても、実に、的確な情勢認識と対応であった。」(新垣勉対策本部副本部長)その結実のひとつが、この理事会決議となった。

2 政治的問題についての日弁連のスタンス

強制加入団体である日弁連が、意見の分かれる政治的問題についての基本的スタンスをどのように定めてきたか。試練の軌跡は、あらまし次のとおりであった。(以下、岡部保男対策本部事務局『有事法制3法案に関する指摘メモ』、日弁連50年史による)

(1) 日弁連は基本的人権と平和について、折々に宣言、決議などを行ってきた。

たとえば次のとおりである。

- 「いわゆる非核三原則に関する決議
(74・11・9 第17回人権擁護大会)
- 「平和と人権に関する宣言」
(83・10・29 第26回同上)
- 「憲法50年・国民主権の確立を期する宣言」
(97・5・23 第48回定時総会)

(2) 日弁連と各弁護士会のスタンスが、とくにはげしく論議的とされたのは、国家秘密法案をめぐることであった。

その際、日弁連が留意したのは次の諸点であった。

「スパイ防止法」一般でなく現に提起されている法案に反対する。

弁護士の使命にもとづき、人権侵害の点で反対する。

会内合意形成を尊重し、一致点でまとめる。

1989年5月、111名の会員が日弁連を被告として、同法案に反対する第38回総会決議(87・5・30)の無効確認等請求訴

訟を東京地裁に提起した。請求原因は、反対決議と運動は日弁連の目的を逸脱し、原告らの思想良心の自由を侵害する、というものであった。

1 審東京地裁は1992年1月30日、特定の意見を会員に強制していることにはならない、として原告らの請求を棄却した。2 審東京高裁は同年12月21日、「特定の政治上の主義、主張や目的のためになされたとか、それが団体としての中立性を損なうものであると認めるに足る証拠は見当たらない。」と判示して、控訴を棄却した。最高裁は1998年3月13日、原審の事実認定と判断を支持して、上告を棄却した。

(3) 日弁連は上述した留意点にもとづき、有事3法案につき、「武力攻撃事態」の範囲概念がきわめてあいまいであることなどの諸点からみて、法案が憲法原理に抵触しまたはその疑いがあり、部分的な修正では解決しないものと判断して、反対運動に踏み切った。

(4) 有事法制問題対策本部の本部長に日弁連会長、同代行に憲法委員会と人権擁護委員会の各委員長、副本部長に副会長2名と新垣勉会員（有事法制研究委員長）が就任し、他の副会長11名全員ならびに理事71名全員が、委員に就任した。

文字どおり、会をあげての体制であった。この本部は、目的達成までを存続期間としている。

3 多彩な運動

(1) 日弁連は、多彩な反対運動を展開した。

国会要請行動、各党との懇談や意見交換、国会での参考人意見陳述（村越進対策本部長代行と前出岡部事務局長）新聞各社の論説委員や民放連との懇談、朝日新聞全国版上の意見広告（会員有志のカンパにより短期間で超過達成）、街頭宣伝、ピラマキなどなど。

(2) 諸団体や労働組合などが主催、共催する集会に代表を送り、「弁護士や弁護士会も反対している」と運動の法的確信をつよめ拡大・昂揚に寄与した。

(3) 集会を次のとおり企画開催していずれも

成功を博した。

02・6・7 緊急パネルディスカッション

「こんな有事法案は危険だ」（クレオ）

古関彰一獨協大教授、田岡俊次「アエラ」

スタッフライター、

大野則行航空安全会議議長、日本YWCA

A渡辺陽子さん、

コーディネーター新垣勉副本部長

03・3・20 シンポジウム

「緊急対談 アメリカの『正義』と日本の

『有事』- イラク・北朝鮮を考える」（クレオ）（後述）

姜 尚中東大社会情報研究所教授

酒井啓子アジア経済研究所主任研究員

03・5・20 トーク&ライブ

「武力で平和がつかれますか？ - イラク攻撃と憲法・有事法制」（千代田公会堂）

ピーストーク 水島朝穂早大教授、作家下重暁子さん

ピースライブ 喜納昌吉とチャンブルズ、星野ゆかさん

(4) 日弁連は上述した法案上程反対決議後、02・4・20「有事法制」法案に反対する理事会決議、02・6・21「有事法制」3法案についての意見書（全48頁）、02・10・11有事法制3法案の廃案を求める決議をそれぞれ採択公表した。

会長声明は、「インド洋への『イージス艦』派遣に反対する声明」（02・12・16）、「イラク問題の平和的解決を求める声明」（03・2・5）から、「イラク特別措置法案の衆議院通過にあたっての声明」（03・7・4）まで計6本のぼる。

運動後半に主として会長声明で対応したのは、迅速対処の必要があること、会内合意が概ね形成されていたこと、によるものである。

(5) 各弁護士会は、日弁連ならびに市民や諸団体のうごきと連携呼応して、各地でさまざまなとりくみをくりひろげた。

02・10・31 現在で有事法制3法案に反

対する声明決議をあげた弁護士会は全国52会
中46会にのぼった。02・11・27現在で
全国12会が有事法制対策本部等を設置して、
独自の活動を行なった。イラク問題についても、
03・4・7現在で全国15会が声明決議を行
なっている。

(6) 本部長代行兩名をふくむ事務局が活動の実
務の中軸となり、2回の泊まりこみ合宿をふく
む献身的なとりくみを行なった。

4 なかでも注目されたのは！

(1) 1000人パレード(02・10・23)
は、「日弁連史上はじめてのとりくみ」といわ
れた。

きっかけは2002年6月、大阪弁護士会の
500人パレードだった。なんとしても世論の
結集がカギ、大阪で500なら日弁連・東京では
せめて1000だ、と話が進んだ。デモでなく
パレードに、シュプレヒコールはなくハンドマ
イクも不要、かわりに風船をとばす、ただし水
溶性で風船被害と無縁のもの、と準備が進捗
した。パレードは大成功し、運動のはずみとな
った。

(2) 本林本部長と森清範清水寺貫主との平和対
談が2002年10月19日、3法案反対運動
の一環として、京都清水寺で久米弘子会員の司
会により行われた。

778年創建以来の同寺の基本精神は「普門
示現」つまり自分もよければ相手もよいとの「観
音さんの精神」と森貫主は説く。師匠の大西良

慶和上は日露戦争の従軍体験から戦争はいけな
い、武力解決は誤りと確信して、平和の思想と
行動を貫いた。本林会長は空襲と疎開、近親の
原爆死という戦争体験を語り、同寺が仏法と信
仰の立場なら法律家はさしずめ憲法と人権の立
場、と述べた。

両者はEUを例にして、アジアでも敵対から
対話と説得へ、さらには相互理解と国際協力へ
と進める方向で一致した。

(3) トーク&ライブ(03・5・20)も大好
評であった。閉会間際には喜納さんの熱唱に誘
われて舞台上にときならぬカチャーシーの輪が
出現した。この夜の二次会は、若い女性達の参
加者であふれ、新たな交流の輪が広がった。

5 あすへ

国会上程反対決議以来、日弁連と各弁護士会
による三法案反対のあしどりに、概ねゆるぎ
がみられなかった。反対運動の骨格とスタンス
がしっかりとすえられていたこと、本部長を先
頭とする憲法尊重と平和の姿勢が確固として貫
かれたこと、などによる。

1000人パレード、諸集会への代表参加、
若者との連帯のひろがり、など、会内外での新
たな展開の可能性がきり拓かれた。

強制加入団体としての日弁連の限界を常に冷
静正確に見きわめる必要はあるものの、上述し
たスタンスによる日弁連の諸活動は、今後とも、
この国とアジアの民主主義と平和のために貴重
な社会的影響力を発揮しうるものと期待される。

(四 位 直 毅)

【資料編】

日誌 有事三法案と自由法曹団

【2001年】

- 闘争前史 9・11事件とアフガン報復戦争
- 0911 9・11事件(いわゆる同時多発テロ) 1029 テロ特措法・自衛隊「改正」法成立。
- 1005 政府・テロ対策特別措置法(テロ特措法) 1113 カブール陥落。タリバーン南部山岳地帯へ。
- 案・自衛隊法「改正」案国会提出。 1116 テロ特措法による「基本計画」閣議決定
- 1008 米英軍・アフガン報復戦争開始。 1117 団声明・「基本計画」決定抗議。
- 1015 「報復戦争参加法案に反対する意見書」 1120 政府・PKO法「改正」案国会提出。
- 1022 意見書「『報復戦争参加法』案、自衛隊法 11 「PKO法『改正』に反対する意見書」
- 『改正』案へ広がる疑問」 1125 自衛隊「支援艦隊」、インド洋に出航。
- 1026-27 自由法曹団「80周年記念のつどい」・ 1130 PKO「改正」法成立。国会基本計画承認。
- 総会(於・東京)

【2002年】

- 闘争第1期 有事法制急浮上と強行突破の阻止 第154通常国会
- 0107-14 自由法曹団アフガン問題調査団パキス 0402 タブロイドニュース。
- タン調査。 0416 有事法制関連三法案閣議決定。
- 0121 第154通常国会開会(会期0619) 0417 政府・三法案国会提出。
- アフガン復興国際会議も開会。「NGO出 0418 第2意見書「戦争動員法案に反対する」。
- 席拒否問題」が「ムネオ」問題の発端。 国会要請(第2意見書 39名)
- 0126 常任幹事会・阻止闘争と本部設置を決定。 0419 Stop!有事法制集会(日比谷野音・5
- 0204 小泉純一郎首相で有事法制提出を表明。 千人。宗教者・20労組など)
- 0209 闘争本部会議(第1回 以後第32回まで) 0420 日弁連理事会・有事法制反対決議。
- 0214 有事法制メーリングリスト(ML)始動。 0426 衆議院本会議・趣旨説明、武力攻撃事態等
- Faxニュース「Stop有事法制」始動。 特別委員会設置。
- 0215 自由法曹団全国会議「戦争の拡大と有事法 此のころ 「地方自治を破壊する有事法制関連法
- 制を阻止するために」 案の重大な問題点」を全国に送付し、全
- 闘争本部街頭宣伝(有楽町 以後、継続) 自治体あての要請活動を展開。
- 0220 自由法曹団「アフガン問題調査報告会 - 0503 憲法記念日集会(日比谷公会堂・5千人)。
- 有事法制の阻止をめざして」 0507 委員会審議開始(08,09と連日審議)
- 自由法曹団アフガン問題調査団「平和的解 0510 第3意見書「戦争動員法20の疑問」。
- 決と復興のために」発行。 0514 国会要請(第3意見書 22名)
- 0301 「有事法制 だれのためなんのため」出版。 0515 自由党・安全保障基本法骨子発表。
- 0304-08 全国いっせい宣伝行動 0516 委員会審議(16,20と審議)
- 0305 第1意見書「往くべきは平和の道」 此のころ 内閣官房「武力攻撃事態対処法案につ
- 0312 国会要請(パキスタン報告集・第1意 いて」・自治体への説明文書。
- 見書 7名、2波) 0521 委員会・公聴会日程の設定を強行。野党は
- 0315 日弁連理事会・有事法制提出反対決議。 委員会審議拒否。
- 0401-0410 全国いっせい宣伝行動(第2次) 0524 Stop!有事法制集会(明治公園・4万

- 人 20 労組など)
 このころ 中央公聴会の延期が固まる。
 0525-27 自由法曹団五月集会(於・三重)
 0526 「有事法制のすべて - 戦争国家への道」出版。
 0527 中央公聴会中止決定。委員会正常化。
 0529 委員会・法案審議再開
 0603 委員会・「2 長官問題」で審議に入れず。審議再び停止。
 第 4 意見書「衆議院論戦を検証する」
 「2 長官問題」を補筆して 0605 補正発表。
 国会要請(第 4 意見書など。10 名)
 このころ 日弁連や戦争法東京連絡会も街宣。
 0607 日弁連・公開パネルディスカッション「この有事法制案は危険だ」
 0608 MIC・JCJ・JLAF(自由法曹団) 共同街宣(マリオン)
 闘争第 2 期 ブッシュ・ドクトリンと「国民保護法制」
 0806-09 広島・長崎で平和記念式典。広島市長・長崎市長、非戦平和を訴える。
 0912 国連総会・ブッシュ演説(イラク攻撃の国連決議を要求。応じねば単独攻撃)
 0917 小泉首相・北朝鮮訪問、日朝平壤宣言。
 0920 「アメリカ国家安全保障戦略」(ブッシュ・ドクトリン)
 0930 小泉改造内閣 中谷・柳沢更迭、石破防衛庁長官
 1007 第 5 意見書「有事法制を問う」
 闘争本部街頭宣伝(新橋)
 1008 政府・「国民保護法制」(素案)を提示。
 国会要請(第 5 意見書 15 名)
 1018 第 155 臨時国会開会(会期 1213)
 1023 日弁連・弁護士パレード(1000 名)
 1025 第 6 意見書「有事法制はいらない 現場からの報告パート」(第 6 意見書)
 1026-27 自由法曹団総会(於 岡山・児島)
 1029 与党三党・「修正」案発表。
 政府「国民保護法制(輪郭)」を提示。
 1103 衆議院憲法調査会「中間まとめ」
 1108 国連安全保障理事会・イラク決議。
 0614 国会要請(第 4 意見書 30 名)
 0616 Stop! 有事法制集会(代々木公園。6 万人 20 労組など)
 0619 通常国会会期延長強行(~0731)、「ムネオ」議員逮捕。
 このころ 東京支部・迷惑防止条例阻止闘争。
 0703 委員会審議
 0720 MIC・JCJ・JLAF 共同街宣(マリオン 70 名余 トーク 29 名)
 0722-26 全国いっせい行動
 0723 法律家・市民デモ(13 団体・300 名)
 0724 委員会審議
 0731 通常国会閉会。有事三法案継続審議。
 闘争本部 0209,0301,0314,0329,0412,0426
 0515,0529,0610,0710,0729
 本部街宣 0215,0305,0325,0409,0424,0513
 0603
 第 155 臨時国会
 1111 委員会・政府側所信表明。
 1114 中央教育審議会・中間報告(教育基本法見直し)
 1115 イラク・安保理決議受諾表明。以後、国連査察が本格化。
 1201 Stop! 有事法制集会(代々木公園。2.5 万人 20 労組など)
 1204 第 7 意見書「有事法制・国民動員法制の社会」
 1205 理事会・与党三党「修正について」配布。
 国会要請(第 6、7 意見書 15 名)
 1207 政府・イージス艦派遣を決定。
 1210 与党三党・三法案「修正」案を委員会提出。
 1212 委員会・「修正」案趣旨説明。法案継続審議を決定。
 1213 臨時国会閉会。有事三法案、継続審議。
 「戦争はイヤだ 12・13 集会」
 1219 韓国大統領選挙。盧武鉉氏当選。北朝鮮との対話を求める。
 闘争本部 0830,0913,0925,1011,1101,1116
 1201

【2003年】

闘争第3期 イラク戦争と有事法制 第156通常国会序盤

- 0115 55期中心の若手学習会。
- 0118 ワールドピースナウ(日比谷野音・5千人)。
- 0120 第156通常国会開会(会期0618)。
政府・知事会に「国民保護法制」の説明。
- 0127 安保理決議による「イラク査察・期限」。
- 0201 自由法曹団・教育基本法全国活動者会議
- 0208 MIC、JCJ、JLAF街宣(マリオン)
このころ 国連では米英などの主戦派と仏独露
中などの非戦派の攻防。
- 0214 国連・安保理。各国の意見表明。フランス・
ドビルバン外相のスピーチに満場の拍手。
- 0214 世界を1000万人のピースウエーブ。
戦争・有事法制反対集会(明治公園・2万
人 20労組・知識人)
- 0220 イラク攻撃反対・法律家アピール(122
0名)
このころ 東京などで「生活安全条例」問題。
- 0308 米英スペイン・安保理に「修正案」。
- このころ 小泉首相・「武力行使支持」を表明。
闘争第4期 与党の突破攻勢と「密室談合合意」
- 0326 与党「4月中旬衆議院突破」の動き。
- 0328 闘争本部・緊急闘争を決定。
- 0401 理事懇談会(03,08 懇談会、理事会)
- 0402 緊急意見書「有事法制関連三法案を直ちに
廃案に」(第8意見書)
- 0403 緊急国会要請(第8意見書・ブックレ
ット 市民・労働者に公開。ピースポ
ートからも参加。以後も同じ。14名)
- 0405 ワールドピースナウ(以後も続けられ、各
地でも非戦の活動)
- 0409 委員会・与党「修正案」趣旨説明、政府「国
民保護法制」説明
イラク戦争・バグダッド陥落。米英軍は「残
敵掃蕩戦争へ」。
- 0409 緊急国会要請(要請書。17名)
- 0413 いっせい地方選前半投票。石原都知事・3
00万票で再選。
- 0414 民主党・プロジェクト「対案」(「修正
- 0308 ワールドピースナウ(日比谷公園・4万人)。
- 0315 米英スペイン・首脳会談。
- 0315 闘争本部・イラク反戦の緊急行動提起。
「有事法制・国民保護法制 だれのため?
なんのため?」出版。
イラク反戦集会・銀座パレード(安保破棄
実行委・全労連等)。
- 0317 「修正決議」期限。米・英・スペイン 採
択求めず、取り下げ。
JCJとの懇談会。
- 0320 米英軍・イラク攻撃開始。イラク戦争開始。
中教審・教育基本法見直し最終答申。
- 0320 日弁連シンポジウム「イラク・北朝鮮・有
事法制」(弁護士会館)
- 0321 ワールドピースナウ(芝公園・5万人)
その後、東京ではほとんど毎週の行動。全
国・全都の各地でも市民行動。
このころ 世界各地でイラク非戦・停戦要求行動
闘争本部 0118,0205,0224,0312
- 第156通常国会中盤
案」「緊急事態法制案」(仮案)
- このころ 20労組など国会行動を連日展開。
- 0415 緊急国会要請(要請書。21名)
- 0418 「有事法制とアメリカの戦争 - 続・有
事法制のすべて」出版。
このころ 全国各地で「地方議会・自治体要請」
と「民主党議員要請」を併行して展開。
- 0422 委員会。民主党全議員討議・「対案」を大
筋了承。
- 0422 緊急国会(民主党)要請(要請書。の
べ43名。1~3波)
- 0424 委員会。
- 0426 緊急討論集会(明治大学・100名。学者・
研究者等)
- 0427 いっせい地方選後半投票。
- 0429 民主党・「修正案」「緊急事態法制案」提出。
- 0501 プッシュ大統領・大規模戦闘終結宣言。
- 0506 委員会・民主党・自由党「対案」趣旨説明。

- 0506 議員激励集会(星陵会館・100名。市民団体等)。
- 0508 委員会・参考人質疑。
- 0509 委員会審議(以後12,13と審議)。
- 0512 緊急意見書「アメリカの先制攻撃戦争に加担する有事三法案を強行してはならない」(第9意見書)。
- 0513 国会要請(第9意見書61名)。
- 0513 与党・民主党「修正合意」。党首会談。
- 0514 委員会・「修正」三法案採決。賛成=与党・民主・自由、反対=共産・社民
- 0514 国民運動センター・緊急集会(日比谷野音)。
- 0515 衆議院本会議・「修正」三法案採決。
- 0515 闘争本部街宣(全教と共同)。
- 0519 参議院本会議・送付法案趣旨説明、参議院武力攻撃事態対処特別委員会設置。
- 0519 緊急意見書「良識の府・参議院に有事三法案の解明と拒否を求める」(第10意見書)。
- 0520 委員会審議開始(以後22,23,26,27と審議)。
イラク派兵法闘争 大義なき戦争と加担法案 第156通常国会終盤
- 0613 政府・イラク派兵法案、テロ特措法延長法案・国会提出。
- 0617 通常国会延長強行(～0728)
- 0624 衆議院本会議。イラク特別委員会設置。
- 0625 委員会審議(以後25,26,27,30と審議)。
- 0625 「イラク特措法=イラク参戦法に対する意見書」発表(0709に参議院用に補筆)。
国会要請(イラク問題 意見書。11名)
- 0630 闘争本部・イラク問題学習会。
- 0701 委員会参考人質疑。民主・「修正」案提出。
- 0702 委員会審議。
- 0703 委員会・イラク派兵法案採決。テロ特措法延長法案は分離し、継続審議に。
- 0704 衆議院本会議・イラク派兵法案採決。賛成=与党、反対=民主・共産・社民・自由。
- 0707 参議院本会議。外交防衛委員会に付託。
- 0709 外交防衛委員会と内閣委員会の合同審査
- 0709 国会要請(イラク問題 意見書。7名)
- 0710 委員会審議(以後15,17と審議)。
- 0713 「イラク統治評議会」発足。実権はCPA
- 0520 日弁連「ライブとトークのつどい」(千代田公会堂・700名)。
国会要請(第10意見書・第2、第3、第4意見書のべ16名。第1、2波)
- 0523 20労組・宗教者「Stop 有事法制集会」(明治公園・3万名)
- 0524-26 自由法曹団五月集会(於・秋田)
- 0529 闘争本部・北朝鮮問題学習会
- 0602 委員会審議(以後03,04と審議)
- 0603 委員会・参考人質疑。
- 0603 国民運動センター・緊急集会(日比谷野音)
- 0605 国会行動(公害総行動実行委と共同140名)。
- 0605 委員会・三法案採択。
- 0606 参議院本会議・送付法案採択。有事法制関連三法成立。
- 0610 「Stop 有事法制集会」(日比谷野音・5千人 20労組・宗教者)。
闘争本部 0328,0416,0430,0513(拡大),0529
ブレマー代表に・・・。
このころ 米軍・襲撃が相次ぐバクダッド北方・バラドでの自衛隊の活動を提示。
- 0715 アイビザイド米中央軍司令官記者会見。
「イラク全域で戦闘行為。彼らは古典的なゲリラ戦を展開している・・・」。
- 0718 委員会・公聴会(日程は確定)
このころ 英国で大量破壊兵器発表への批判強まる。「漏洩元」とされた研究者が自殺。
- 0721 アフガン市民法廷開会(千代田公会堂・700名。市民団体)
- 0725 野党内閣不信任案など提出・否決。
参議院本会議・イラク派兵法案採択強行(暦日のうえでは0726未明)
- 0728 第156通常国会閉会。
このころ、世界各国でイラク占領への批判強まり、インドなどは派兵を拒否。
- 0819 バクダッドで国連本部爆破テロ。国連代表はじめ多数死亡。
闘争本部 0630,0717,0828

有事法制闘争・自由法曹団の意見書 2002.3~03.7

2002年1月の有事法制闘争突入から03年7月のイラク派兵法強行まで、有事法制阻止闘争本部は11次に及び意見書を発表し、国会議員等への要請を行うとともに、資料・情報として運動への提供をおこない続けた。以下、それぞれの意見書の趣旨と主な内容(項目)を列挙する。

なお、意見書はすべてA4・横書きであり、すべての意見書は自由法曹団のホームページに掲載している(URL <http://www.jlaf.jp/>)。

第1意見書「往くべきは平和の道 - 有事法制に反対する」

2002年 3月 5日 (本文・20頁 表紙・ライトブルー)

防衛庁の有事立法研究とパキスタン調査を行って確認したアフガン問題の現実を踏まえて三法案提出前に発表した意見書。タイトルにした「往くべきは平和の道」が有事法制闘争の出発点であり、現在も変わらぬ基本理念となった(執筆 松井繁明・田中隆・平和元)。

- ・これが有事法制下の戦時体制だ いつ、だれのために発動される
- ・平和的解決こそ世界の道 アフガン問題が明らかにしたもの

第2意見書「有事法制関連3法案 戦争動員法案に反対する」

2002年 4月18日 (本文・32頁 表紙・ライトグリーン)

有事三法案の提出を受けて三法案の構造や内容を法文に即して検討するとともに、有事法制の沿革とねらい、地方自治破壊・憲法破壊の本質を明らかにした意見書。発表は、三法案国会提出の翌日である(執筆 田中隆・松井繁明・吉田健一・四位直毅・平和元)。

- ・米軍のための戦争動員法 有事法制関連三法案の正体
- ・戦争動員法の沿革とねらい ここまで来た有事法制
- ・地方自治を破壊する戦争動員法 自治体あげての戦争態勢
- ・戦争動員法は憲法に違反する 憲法の原理を根こそぎ否定

第3意見書「戦争動員法案20の疑問 - いったいどうなるのだろうか」

2002年 5月10日 (本文・22頁 表紙・イエロー)

衆議院での三法案審議開始に伴って、20の論点を抽出して検討を加えたQ&A型意見書(執筆 田中隆・松井繁明・吉田健一)。

- Q1~5 武力攻撃事態の範囲、認定手続、「対処措置」の内容等。
- Q6~12 武力攻撃事態のもとでの自治体・民間企業・報道など。
- Q13~16 自衛隊法による国民の強制動員
- Q17~20 自然環境・国土整備、NGO、外交、経済に及ぼす影響

第4意見書「衆議院論戦を検証する - もう廃案しか道はない」

2002年 6月 5日 (本文・20頁 表紙・オレンジ)

5月7日から29日の間の衆議院・特別委員会での法案審議を、速記録にもとづいて検証した意見書。有事三法の問題点・論点はほぼ出尽くしており、政府は「米軍次第」というに等しい「あけすけな答弁」や「これから考える」と言うに等しい「先送り答弁」を繰り返している(執筆 田中隆)。

- ・ 審議経過と問題点
- ・ 武力攻撃事態と武力攻撃
- ・ 自衛隊の行動・武力行使
- ・ 武力攻撃事態と周辺事態
- ・ 武力攻撃事態と自治体・企業・国民
- ・ 論戦が明らかにしたもの

第5意見書「戦争と国民そして日本国憲法 有事法制を問う」

2002年10月7日（本文・28頁 表紙・ピンク）

第155臨時国会開会に先立って、あらためて有事法制を問いかけた意見書。日朝共同声明とアメリカ「国家安全保障戦略」（ブッシュ・ドクトリン）という世界の展開のなかでの有事法制を検討するとともに、政府の素案発表に先立って「国民保護法制」に検討を加え、明文改憲の先取りとしての有事法制をあとづけたもの（執筆 山本真一・田中隆・吉田健一）。

- ・ アメリカの世界戦略と有事法制
- ・ 事態対処法制（個別法制）と「国民保護」
- ・ 日本国憲法と有事法制

第6意見書「有事法制はいらない 現場からの報告パート」

2002年10月25日（本文・28頁 表紙・サーモンピンク）

武力攻撃事態法や自衛隊法によって組み込まれる業者や労働者がどうなるかを「現場」側から検討した各論型意見書。各分野の検討にあたっては、関連労働組合の協力も得ている（執筆 平和元・伊藤和子・田中隆・中野直樹・長澤彰・斉藤園生）。

- ・ 有事法制と地方自治体・自治体職員
- ・ 有事法制で医療現場はどうなるか
- ・ 有事法制と建築業者・労働者
- ・ 平和な海は日本の生存条件 - 船員と有事法制
- ・ 有事法制と港湾労働者
- ・ 有事法制と航空労働者

第7意見書「有事法制・国民動員法制の社会 現場からの告発パート」

2002年12月4日（本文・44頁 表紙・ライトグレー）

内閣官房の「国民保護法制」（輪郭）を受けて発表した各論型意見書。パートが「兵站編」であるのに対しパートは「後方編」にあたる。「輪郭」をもとに自治体や地域社会に発生する変容を追った総論と、それぞれの機能がこうむる変容を機能ごとに検討した各論によって構成（執筆 田中隆・山本真一・小部正治・山崎徹・中野直樹・吉田健一・松島暁・神原元）。

- ・ 国民動員法制（国民保護法制）と臨戦態勢の社会
- ・ 有事体制下の政府機関と公務員
- ・ 有事法制のもとの教育と学校
- ・ 有事法制とマスメディア
- ・ 有事法制のもとでの情報・通信
- ・ 有事法制と気象情報 - 天気予報がなくなる！
- ・ 有事法制と製造・技術
- ・ 有事法制のもとでの陸上輸送

- ・有事法制のもとの地域社会 - 「火垂るの墓」の社会

第8意見書「世界的な反戦・非戦の声のもと 有事法制関連三法案を直ちに廃案に」

2003年 4月 2日 (本文・10頁 色表紙なし。以下、同じ)

イラク戦争のもとで急浮上した「三法案4月中旬衆議院通過」との動きに対し、世界的な反戦・非戦の声に逆行する有事法制の強行に反対した緊急意見書(執筆 田中隆)。

- ・イラク討伐戦争が明らかにしているもの
- ・明らかになった有事法制の本質
- ・戦争加担と有事法制のいきつくところ

第9意見書「アメリカの先制攻撃戦争に加担する 有事三法案を強行してはならない」

2003年 5月12日 (本文・12頁)

民主党が「対案」を提出し、「修正合意」による採決強行が企てられるもとで、ブッシュ・ドクトリンのもとでの有事法制の危険を指摘するとともに、民主党「対案」に検討・批判を加えた緊急意見書。与党と民主党の「修正合意」が行われたのは、翌13日である(執筆 田中隆)

- ・ブッシュ・ドクトリンと有事法制
- ・民主党「修正案」や「基本法案」は問題を解決しない。

第10意見書「良識の府・参議院に 有事三法案の解明と拒否を求める」

2003年 5月19日 (本文・12頁)

5月15日に衆議院が三法案の採決を強行し、参議院に舞台が移るもとで、先制攻撃戦略のもとでの有事法制と「政党の事情」を優先した「密室談合合意」を批判し、参議院での拒否を求めた緊急意見書(執筆 田中隆)

- ・先制攻撃戦略と有事法制
- ・議会の使命を放棄した「修正合意」と採決強行

「イラク特措法 = イラク参戦法に対する意見書 無法なイラク戦争への加担か平和の道か」

2003年 6月25日 (本文・12頁 7月9日に補正発表)

イラク特措法とテロ特措法延長法が国会に提出されるもとで、イラク討伐戦争の違法非道を指摘するとともに、戦闘地域に自衛隊を派遣して海外派兵を質的に拡大させるイラク特措法と、あくまで米軍の戦争にあくまで加担を続けようとするテロ特措法延長に反対した意見書。イラク特措法は強行されたが、意見書で指摘した「戦争状態の継続」や「戦闘地域・非戦闘地域区別は不能」などは、その後のイラクの事態が事実をもって証明している(執筆 松島暁・吉田健一・山崎徹)。

- ・無法・非道なイラク戦争に参戦・加担するイラク特措法
- ・戦闘地域への陸上自衛隊の派兵
- ・海外派兵と武力行使の拡大
- ・テロ対策特措法「改正」による派遣期間の延長は許されない

いのちと人間の尊厳をかけて

戦争の道・有事三法案の廃案を！

参議院武力攻撃事態対処特別委員会は、本日6月5日、有事法制関連三法案の総括質疑を行い、採決を強行する予定と報道されています。第154通常国会に提出されてから1年余、国民的な反対・批判を受け、アジア諸国からも憂慮・懸念が表明されてきた有事三法案は、いま最後の重大局面を迎えています。

この1年余の間、先制攻撃を宣言したアメリカ「国家安全保障戦略」(ブッシュ・ドクトリン)が発表され、国際法を踏みにじり世界に背を向けたイラク侵略戦争が強行されてきました。有事三法案が、アメリカの先制攻撃戦略に対応し、米軍に追随しての侵略戦争に道を開くものであることは、法案の構造や国会答弁からも、ブッシュ・ドクトリンやイラク戦争の現実からも明白になっています。いまこのとき三法案を強行することは、平和を求める世界の趨勢に背を向けて、平和憲法を持つこの国がアメリカに加担・追随した戦争の道に突き進むことを意味しています。

自由法曹団は、全国1,600名の弁護士で構成する法律家団体として、有事法制が浮上した昨年の春から今日まで三法案に反対して活動を続けてきました。人権擁護を使命とする弁護士が有事法制を認めないことは、すべての弁護士が強制加入する日本弁護士連合会が最後まで反対を表明していることから明らかです。

全国公害被害者総行動実行委員会は、全国の公害被害者が手をたずさえて、加害企業の責任を追及し、公共事業や米軍基地などによる被害を告発して公害の根絶と被害者救済を求める活動を展開してきました。いのちと健康を奪われた公害被害者は、人間のいのちを奪い、最大の地球破壊である戦争の道を、断じて許すことはできません。

いま、良識の府・参議院の真価が問われています。

いのちと人権、平和と環境というかけがえのない課題にたずさわってきた私たちは、いのちと人間の尊厳をかけて、参議院が戦争の道・有事法制関連三法案をきっぱりと拒否するよう強く要求します。

2003年 6月 5日

自 由 法 曹 団

全国公害被害者総行動実行委員会

連絡先・自由法曹団 Tel 03(3814)3971 Fax 03(3814)2623

三法案闘争最後となった全国公害被害者総行動実行委員会と共同しての国会行動(2003年6月5日)に際して発表・提出した要請書。

声 明

有事法制3法案の強行採決に抗議し、
戦争反対、平和と人間の尊厳を守るたたかいをさらに強めよう

- 1 本日、与党3党ならびに民主・自由の各党は参議院本会議で、いわゆる有事法制3法案の採決を強行し、賛成多数で可決した。
衆議院に続く暴挙であり、参議院は良識の府としての役割をみずから投げすてたものである。
- 2 3法の最大の危険性は、アメリカが行う先制・予防攻撃と核使用を辞さない侵略戦争に日本を参戦させ、海外武力行使の道を公然と開くこと、そのために日本の国民、国土、自治体と諸機関、資材などを総動員する法的しくみをつくること、にある。
矛先を向けられるアジア近隣諸国が、ただちに憂慮と批判の声をあげたのは当然である。
戦争は人の生命身体と人権を根こそぎ侵害するものである。「修正」で「人権を最大限に配慮」するなどというのは、黒を白というにひとしい。
有事法制は北朝鮮問題の「備え」とはなりえず、かえってこの問題をいっそう悪化させるものである。この問題は、国際協調による包括的交渉を通じて平和的に解決すべきものである。
3法は違憲であり、成立に賛成した各党各議員と、3法の危険性に眼をそむけ「修正」美化などに終始して国民を誤導しかねない役割をはたし続けたマスメディアの歴史的責任は、きわめて重大である。
- 3 しかしながら、いわゆる有事法制と戦争を阻止して平和で豊かな社会と世界を実現するたたかいは、3法の成立で頓挫させられるものではない。正念場はまさにこれから、である。
有事法制そのものでみても、「国民保護法制」、米軍支援法制、自治体や「指定公共機関」などを戦争協力にかりたてる法的しくみの具体化などなどは、これからの立法作業に委ねられている。
これらの具体化が進めば進むほど、有事法制なるものの危険性がいっそう白日の下にさらされることにより、たたかいの輪をさらに広げる条件を拡大するであろう。
- 4 教育基本法や労働法制の改悪、さらにはいま東京都をはじめ全国各地で進められている「生活安全条例」制定のうごきは、「国を愛する心」のおしつけ、個人の尊重よりも「公共」「国益」「全体」を重視強調すること、働く者を無権利かつ従順に企業や国に奉仕させること、「生活安全」の名目で住民を相互に監視させあうことなど、いずれも日ごろから人びとを「有事」体制にくみこむしくみの一環であることも看過できない。
- 5 20世紀を通じて、人類は戦争の違法化と戦争反対・平和希求の大道をきり拓いてきた。
有事法制は、歴史発展のこの大道に対する逆流である。
21世紀初頭の今、米英によるイラク攻撃に対して、世界の民衆と諸国と国連が声をひとつにして、反戦・平和のとりくみを展開したこと一つにてらしても、有事法制とこれを支持する方向に未来がないことはあきらかである。
- 6 私たち自由法曹団は、今後ともいっそう力づよく「往くべきは平和の道」を貫く。内外の人びととの連帯をつよめ、戦争に反対して平和を守り発展させ、人間の尊厳の実現をめざして、意気高く歴史発展の大道をあゆみ続けるものである。

2003年6月6日

自 由 法 曹 団

団 長 宇 賀 神 直

2003年6月6日の有事法制関連三法案採決強行に対して発表した抗議声明。

< 闘争本部スタッフ >

四位直毅（本部長）

松井繁明、篠原義仁、田中隆、平和元、小部正治、松島暁（以上、副本部長）

島田修一、中野直樹、伊藤和子、齊藤園生、山崎徹、馬屋原潔、村田智子（以上、自由法曹団本部執行部）

内藤功、山本真一、吉田健一、長澤彰、神原元、鈴木剛、瀬野俊之、笹山尚人

坂本修、菊池紘、宮坂浩、杉尾健太郎、村山裕、橋本佳子、山本善久、中村宏

ここに表記したのは、闘争本部会議に出席し、出版物・意見書の執筆や要請行動・宣伝行動などの実務にたずさわった首都圏のスタッフである。

闘争本部の活動は、要請行動や常任幹事会・拡大闘争本部会議などに参加し、あるいはMLなどを通じて意見や活動を寄せられた全国の団員・事務局員の皆さん、学習会で話していただいたピースポート中村共同代表や愛知の小野団員、闘争本部会議に参加されたジャーナリストの方々、そして膨大な事務を担当していただいた専従事務局の皆さんなどに支えられていた。こうした方々も実質的にはともにたたかった闘争本部のスタッフだった。

1年半にわたってともに奮闘いただいたすべてのスタッフの皆さんに、この場を借りて心から敬意と感謝を捧げたい。

自由法曹団有事法制阻止闘争本部

往くべきは平和の道

自由法曹団の有事三法案阻止闘争

2003年 9月11日

編 集 自由法曹団有事法制阻止闘争本部

発 行 自由法曹団

〒112-0002 東京都文京区小石川2 - 3 - 28 - 201

Tel 03(3814)3971 Fax 03(3814)2623

URL <http://www.jlaf.jp/>
